

### 第3章 財産区有林としての共同的林野管理

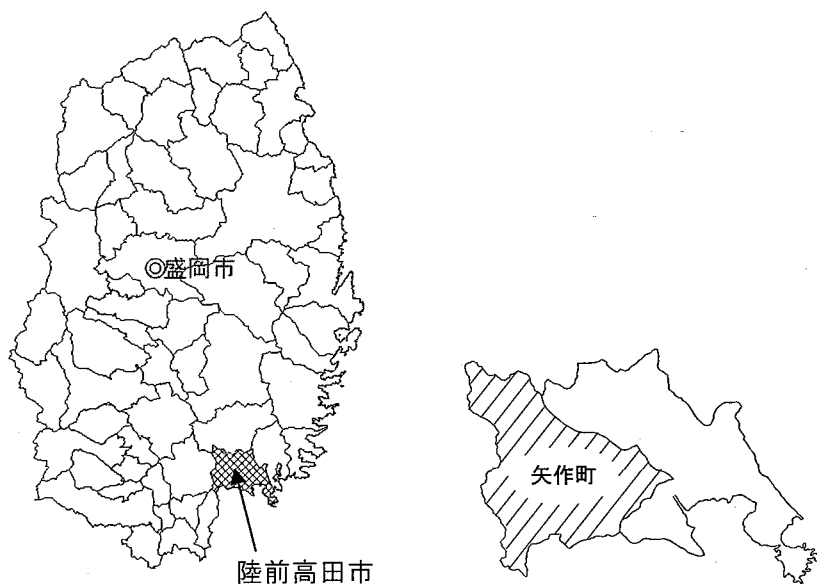
#### — 陸前高田市の旧矢作町財産区有林 —

##### 第1節 背景と問題視角

前章でみたように、入会に関する研究として、近年「コモンズ」をキーワードとするものが多くみられるようになってきた<sup>1)</sup>。『環境社会学』のなかで宮内泰介は、コモンズを入会とほぼ同じ意味合いのものとして紹介し<sup>2)</sup>、その概念は自然環境を考えるときにも有効であるとして<sup>3)</sup>、環境問題の解決との密接なつながりを示唆している。

また、入会林野をはじめとする旧市町村財産が由来ともいえる財産区有林について、それもコモンズの一形態であるという視点からの分析も報告されている<sup>4)</sup>。しかしながら、コモンズの一形態であるという見方よりも前に、地域の財産区有林について歴史的事実を捉え、その実態を明らかにしておくことが重要であると考えられる。近年において、三俣学<sup>5)</sup>および室田武・三俣<sup>6)</sup>による事例整理などはあるが、いまだ数例にとどまり、各地にある財産区有林の管理運営の実態を明らかにするうえでは十分ではない。

財産区制度は、基本的に財産区民が旧村（旧集落）財産の利用・管理・処分の権限を有する制度であり<sup>7)</sup>、市制・町村制施行および地方自治法改正を背景として、市町村合併を契機に誕生したとみることができる。現在、全国に約29万haの財産区有林があるが<sup>8)</sup>、これまでに多くの財産区有林は、市町村合併によって、あるいは市町村合併によらずとも経営事情等により、市町村有林や私有林に形を変えてきた。いま、あらためて財産区有林やかつて財産区有林であった林野に目を向ければ、依然として固有の課題を抱えているように思う。



そこで、本章では、岩手県陸前高田市の旧矢作町財産区有林を事例として取り上げ、成立時期（昭和30（1955）年）からバブル景気前の昭和終期（昭和60（1985）年頃）を調査対象とし、①成立時期の姿とその後の管理運営の展開の整理、②昭和終期における財産区有林の利用状況および地域農林家と財産区有林との関わり等の整理、③市有林化の動きとその後の展開の整理を通じて、財産区有林の管理運営と利用の実態を明らかにすることを課題とした。

調査は、陸前高田市、矢作町財産区管理事務所および地元農林家等への聞き取り調査と、矢作町財産区管理事務所所蔵のものを中心とする資料・文献調査によって行った。

## 第2節 矢作町財産区の前史

財産区有林は、昭和30（1955）年の町村合併後に行われた公有林野調査の結果において、その成立事由の約4分の1が「部落有林を統合したもの」であり、古くから住民との関係の深いものが比較的多かったといえる<sup>99</sup>。

事例として取り上げた陸前高田市の旧矢作町財産区は、昭和30（1955）年の市町村合併の際に、旧矢作村の村有林野で行われてきた伝統的地元林野利用を是認し再編されて成立した。

旧矢作村の村有林野は、明治22（1889）年の「村有財産調」においてすでに8,663町歩に達しており<sup>100</sup>、昭和33（1958）年度に林野庁が行った「公有林野の土地利用に関する調査」で取り上げられ、土地所有と利用の実態、林野の利用状況および農・畜産業と林野との関係がつぶさに分析されている。また、明治期に組合製糸工場が設立されるなどの発展をみた製糸は、旧矢作村の重要な商品生産であったが、その基底となる養蚕業は村有林内の山桑に依存して成り立っていた。

町村合併当時、旧村有林野（面積約5,000町）は、旧村総面積（約10,900町）の45.4%、旧村林野面積（約9,670町）の51.2%を占めていた<sup>101</sup>。その頃の旧村人口は約4千人、総世帯数662、部落数16となっているが、この規模の村において林野面積の2分の1を当時の村有林野（後の財産区有林）が占めていたことから、財産区有林の持つ意味の大きさが窺える。

個人所有の林野面積は全体の約4分の1であり、一般に山林の所有は零細であったが、旧村における林業生産は、昭和25（1950）年当時、村総生産額の46%を占め、その半数を木炭生産によっていた（図-3-1）。村の農家の生計を支えていた木炭生産は村有林野を媒体としており、後の薪炭材生産も財産区有林を中心に行われている。当時、村有林野は村民の生活と密接に関わっていた、というより村民の生活を支えていたといつてよい。

ここで、当時行われた村有林野の管理と利用の形態を整理する。

- ① 村直営人工造林 —— 人工造林が始まったのは明治38（1905）年であるが、積極的に推進されたのは昭和27（1952）年以降である。造林および管理にかかる労働は、部落を通じての村民の無償賦役、いわば「部落」の共同義務的なものによっていた。
- ② 保護林<sup>102</sup>（貸付天然生林） —— 部落や区等が村長の許可を得て契約し、製炭原木の

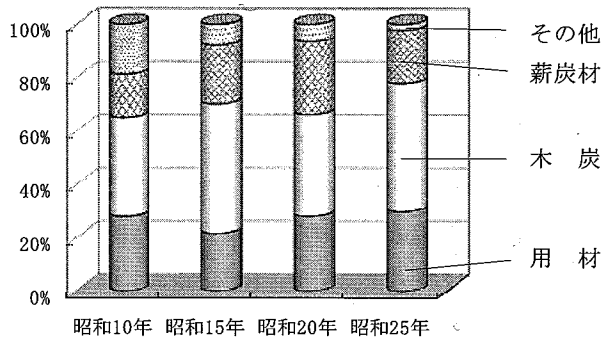


図-3-1 林産物生産額の構成

資料：山村経済実態調査書（昭和30（1955）年）

採取等を行っていた。利用自体は農家が個別に行うことになるが、契約主体が個人ではなく「部落」等であり、個人は「部落民」という組織体の構成員であるという資格において利用が認められていたものである<sup>(43)</sup>。なお、製炭原木の払下げにあたっては、払下げ時価の7割を村（財政）に納付することとなっており、部落民はこれを代金（価格）と呼びず「税金（山林私用税）」と呼んでいた。

- ③ 部分林<sup>(44)</sup>（貸付人工造林）—— 明治43（1910）年に新制度として出発をみた三公七民の部分林制度は、直営造林とともに戦後の林業生産展開の二大側面をなし、その契約主体別面積は個人より団体（部落、同族集団、講組等）が多い。
- ④ 薪材林<sup>(45)</sup>（自家用）—— 部落ごとに一応の指定を受けて利用していたが、それも申し合わせに過ぎず、村との契約にかかる文書的なものはみられない。しかし、ここでも利用は「部落」という共同体組織の構成員であるという資格においてであった。
- ⑤ 秣場・萱場 —— 採草利用については、それまでの入会的共同利用に基づきそのまま部落に貸与した形となっており、牛馬一頭当たりの利用料を納付して部落が借り受け、自主的な管理のもと、各飼養農家が放牧を行った。また、萱場については、部落民すべてが平等な権利のもとに自由に入り会って利用され、火入れを中心とする保護管理や労働は部落を単位に共同的に行われた。
- ⑥ 立木払下げ —— 明治22（1889）年の町村制施行以降、「納税」的な意味合いをもちながら立木の払下げがみられるようになった。大正になって文書による許可制が導入されたものの、払下げ代価の算定は原木柵数ではなく炭窯の基数によっており、その時点でなお「売払い」というより「利用税」的な性格であった。

以上のように、当時村有林野は村民の平等な権利のもとに共同の山として利用され、村民の生活を支える基盤ともなっていた。

第3節 財産区の管理運営の展開

1. 管理運営基本方針の変化からみる運営展開

当時、財産区の管理運営にかかる考え方・方針が「管理運営基本方針」としてまとめられ、これに基づき、住民の選挙によって選出された7名の財産区管理委員からなる財産区管理会および財産区協議会（議決権を有していたのは前者のみである。）によって管理運営が行われていた。その基本方針の数度の改定は、財産区が目指すべき方向の調整（修正）と同時に、時の経過とともに変化してきた財産区と住民の生活との関わりの変化、さらには運営上必要な見直し（例えば使用料の改定等）を反映させたものであった。ここでは、財産区管理運営基本方針の変化から財産区の管理運営の展開を追った（表-3-1）。

表-3-1 利用形態別管理運営基本方針の変化

	昭和30年度	41年度	46年度	53年度	58年度
直営林	既植地の管理育成に努める	再造林と区画整理のための植栽を優先		再造林・拡大造林を造林融資により実施	再造林・拡大造林を造林融資等により実施
桑園地	新規の願出も許可する		現地調査の上、貸付	経営計画・周囲の状況を参酌の上、貸付	
採草地	牧草の栽培を奨励する	漸減の方途を講ずる	指定区域を利用するものに限る	原則として指定区域を利用させる	
改良牧野	原則として部落ごとに設定	漸減の方途を講ずる	面積制限はないが利用実績により増反	原則として部落貸付（事情により個人貸付可）	
開 畑			面積制限はないが利用実績により増反	経営計画・周囲の状況を参酌の上、貸付	（抹消）
宅 地			現地調査の上、貸付		
分収林 （部分林）	原則として部落・団体の植栽を主体 契約期間は20年	個人植栽も認める	大・小団体造林を区別して扱う	20年生までの間伐（除伐を除く）について分収金を徴収	設定期間は50年

資料：矢作町財産区管理運営基本方針

昭和30（1955）年の財産区成立以降、2つの大きな画期が見出せる。その画期によって分けられる期間ごとに特徴点を整理する。

① 昭和30（1955）～40（1965）年

直営林においては、「既植地の区画整理および管理育成に努める」ことが方針であり、植栽に対する積極的な姿勢はみられない。

桑園地の貸付が許可制となっており、一定の使用料を払い、願出することによって利用が許されているが、願出がすなわち許可を得ることであった。

また、部分林については、基本方針に「主体は原則的に部落または団体」としながら、個人契約が件数で5割以上を占めている<sup>(10)</sup>。このことから、個人として造林投資に関心を強める傾向が現れたことが窺われる。

しかし、この時期の管理運営基本方針に変革の側面は読み取れない。

## ② 昭和41 (1966) ~52 (1977) 年

昭和41 (1966) 年が1つ目の画期となる。

まず、直営林において、再造林の優先が打ち出されている。それまで農用林野的な機能が主であった林野利用に、林業的な利用が強く意識されていった。

また、桑園については、昭和46 (1971) 年の方針改定で、貸付にあたって現地調査を課すこととされた。桑園としての有効な利用と認められるものに対して貸付が許可されるものであり、そこには財産区が主体性を強めて林野を管理しようとする動きが認められる。このことは昭和53 (1978) 年の改定時に一層強く現れてくる。

昭和41 (1966) 年の改定で注目したい点として採草地と改良牧野についての見直しがある。昭和30 (1955) 年には「奨励」されていた採草地利用と改良牧野が、昭和41 (1966) 年の改定で「漸減の方途を講ずる」こととされ、さらに次の昭和46 (1971) 年の改定では、採草地は財産区が指定した区域に限って利用が認められるようになり、改良牧野も、面積制限こそないものの利用実績を踏まえた利用とされている。

部分林については、それまで「特殊事情により考慮」されてきた個人契約 (植栽) が認められ、面積制限も徐々に緩和されていった。このことは、昭和43, 44 (1968, 1969) 年をピークとした後に著しい低迷期を迎える部落、団体 (集団) を主体とした分収林契約の落ち込みに対する対応でもあったろうが、同時に権利者の間で林業的な利用に対する強い要請があったことをも示している。

## ③ 昭和53 (1978) 年以降

2つ目の、そして非常に大きな画期が昭和53 (1978) 年の改定である。

直営林では新たに拡大造林が開始され、再造林と合わせて10~30haの造林が目標として掲げられた。

桑園については、それまでの改定の流れを受けるとして、「経営計画および周囲の状況を参酌の上」の貸付となり、利用にかかるイニシアティブが利用者 (住民) から財産区に移っていったという側面を持つ。そうしたことが単位面積当たりの使用料の増額 (10 a 当たり300円→500円) にもつながっていった。しかし、相対的に高額とはいえない使用料を納めることによってその土地を利用できる実態は、地域に根ざした従来からの共同山的利用、そこから継承された“住民の村有林に対する慣行利用権”が根底にあることにはほかならない。

また、改良牧野にあつては、それまであくまでも部落を単位とする貸付であったものが、「事情によっては個人貸付も可能」となっており、その背景には、個人が主体となる貸付に対する要求の高まりがある。

そして、部分林 (分収林) であるが、このときの改定で間伐について分収金を徴収することとされた。具体的には20年生以下の間伐を行った場合に分収金が徴収されることが基本方針の

なかに明記されたのである。また、同じ時期に区有樹木の払下げ料が1.5～2.5倍の水準で引き上げられており<sup>(17)</sup>、木材価格上昇の背景がある一方で、財産区経営が次第に苦しくなっていたことがみてとれる。

ここで、部分林の契約状況をもう少しクローズアップしてみる。昭和53（1978）年以降、年間の契約面積が20haに達する年はなく、しかも10haに満たない年の方が多い。契約件数も昭和54（1979）年の40件を最高に、成立当時（昭和30（1955）年）の5分の1から少ない年では11分の1以下にまで減少している。年によって状況が異なりがちな個人契約でさえも、昭和30～40（1955～1965）年と比べ、面積で28%、件数で19%と大きく減少している。すなわち、財産区成立後、分収林の面積を大幅に拡大していった昭和30年代から昭和40年代前半の、いわゆる充実期からみれば、明らかに停滞しているといわねばならない。しかも、後年において契約主体は特定の個人・団体に限られるようになっており、部落の主導にかかる分収林契約が活発に行われる様子は姿を消した（図-3-2参照）。

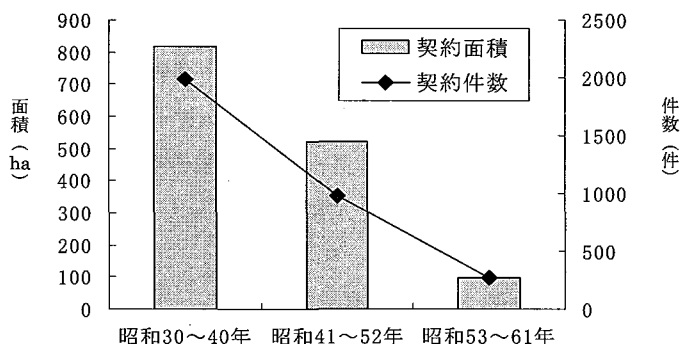


図-3-2 分収林契約状況

資料：矢作町財産区分収林契約書

注：いずれも期間区分の累計値

## 2. 財政状況の動き

財産区の会計は独立会計である。昭和58（1983）年当時で、歳入歳出は1億円規模となっている（表-3-2）。歳入の4分の3が土地や樹木の財産売払収入であり、樹木売払収入が5千万円を超えている。歳出では、造林費を中心とする財産造成費（約3千4百万円）と、一般会計への繰出金（約3千万円）とで約7割を占めている。

昭和30（1955）年以降の決算資料を基に、「（歳入-歳出）/歳入」の値（=A値）に注目したい（図-3-3）。財政上の余裕度合の一指標ともいえ、収益率といいかえてもいいこの値の動きをみると、昭和40（1965）年あたりまでの時期（豊熟期）、昭和40（1965）年頃から50（1975）年頃（変動期）および昭和51（1976）年以降（緊縮期）の3つに区分され、時期を追うごとに明らかに下降傾向を示している。

表-3-2 財産区の決算(昭和58(1983)年度)

(単位:千円, %)			
項 目	金 額	比 率	備 考
歳入合計	101,759	100.0	
財産収入	77,276	76.0	
財産運用収入	472		
財産売払収入	76,803		
土地売払収入	25,326		
樹木売払収入	51,477		直営林立木売払代 分収林立木売払代
			46,128 5,349
繰入金(一般会計繰入金)	21,800	21.4	
繰越金	634	0.6	
諸収入	2,049	2.0	
預金利子	56		
雑入	1,993		
歳出合計	92,340	100.0	
財産費	62,835	68.0	
総務費	28,470		
財産造成費	34,366		
造林費	27,544		
素材生産費	6,682		
その他	139		
繰出金(一般会計繰出金)	29,505	32.0	造林費償還費分 生出小学校建設費分 部落公民館整備事業費分
			5,905 23,000 600
予備費	0	0.0	

資料: 矢作町財産区特別会計歳入歳出決算書(昭和58年度)

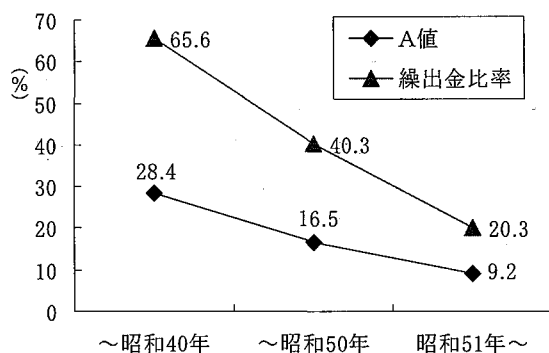


図-3-3 財政事情の変化

資料: 財産区決算状況, 財産区繰出金調査

注: A値 = (歳入 - 歳出) / 歳入, 繰出金比率 = 繰出金 / 歳出  
いずれも期間区分の平均値

そのうえで、繰出金——学校・公民館など公的建築物の建設改修費や道路の開設費といった町への公的投資——の、歳出全体に対する比率に目を向けると、A値と同様な軌跡をたどっている。このことから、公的基盤整備等に対して貢献する余裕が窄み、徐々に区運営および財産造成に圧迫されていった状況がみてとれる。

ここまで、財産区の管理運営の展開をみるなかで、時の流れとともに財産区としての経営が苦しさを増していったことが浮き彫りになった。しかしながら、昭和60(1985)年頃の時点

しても、従来の慣行利用の状況に著しい変化がみられないなど、財産区経営の苦しさをもって住民（＝利用者）と財産区有林との関わりが薄らいできたとはいえない。次に昭和期の終わりに近い昭和60（1985）年頃に焦点を当てながら、そのあたりを探ってみる。

#### 第4節 昭和終期の財産区の利用状況

##### 1. 昭和60（1985）年における利用の実態

昭和60（1985）年時点の財産区の面積構成を表-3-3に示した。財産区有地面積は約5,400haであり、矢作町面積の約2分の1に相当する。このうち「直営林」は約6割であり、残り4割の「直営林以外」のうち約9割が分収林となっている。

表-3-4から、昭和60（1985）年度における財産区の利用状況をみている。

表-3-3 矢作町財産区的面積

	面積 (ha)	割合 (%)
矢作町総面積	10890	
財産区有地面積	5363.79	100 ( 49.3)
[小計]	3199.37	59.6 [100.0]
直営林		
針葉樹林	771.46	14.4 [ 24.1]
広葉樹林	2397.71	44.7 [ 74.9]
無立木地	0.50	0 [ 0.0]
除地	29.70	0.6 [ 0.9]
[小計]	2164.42	40.4 [100.0]
直営外		
官行造林	25.94	0.5 [ 1.2]
県行造林	104.50	1.9 [ 4.8]
分収林	1919.16	35.8 [ 88.7]
貸付地	109.63	2 [ 5.1]
その他	5.19	0.1 [ 0.2]

資料：矢作町財産区公有林経営計画書

注：( ) は財産区有地面積の矢作町総面積に対する割合

[ ] は直営林面積及び直営外面積を100とした割合

表-3-4 財産区利用の状況（昭和60（1985）年度）

区 分	件数	面積等	備考
分収林契約（新規）	20	8.1 ha	
個人契約	13	3.3 ha	
共同契約	7	4.8 ha	
土地貸付 （改良牧野）	3	0.7 ha	
立木処分			
売 払		5,712 m <sup>3</sup>	直営林
		2,971 m <sup>3</sup>	分収林
払下げ			
（薪）	37	121 棚	
（木炭原木）	20	142 棚	
（きのこ原木）	56	841 棚	
（用材）	3	6 m <sup>3</sup>	直営林
	3	169 m <sup>3</sup>	分収林
区有地処分	23	18.4 ha	
区有地払下げ	60	35.6 ha	

※公共事業への予算繰出

小学校建設費、部落公民館整備事業費等に対し、約2,950万円を計上。

資料：財産区管理会会議録、協議会会議録、財産区決算状況、財産区繰出金調書



はじめに分収林契約についてであるが、個人が13件、3.3ha、団体が7件、4.8haであり、合わせて20件、8.1haの契約実績は、財産区設立当時（昭和30（1955）年）に比べ、件数において8.9%、面積において8.4%と、きわめて低い水準にまで落ち込んでいる。

一方、立木については、直営林および分収林合わせて約8,700 $\text{m}^3$ もの売払が行われるとともに、薪として37件121棚、木炭原木として20件142棚、きのこ（シイタケ）原木として56件841棚、用材として6件175 $\text{m}^3$ と、かなりの量の払下げがみられ、総じて活発な利用が行われていたといつてよい。特徴をなすシイタケ原木の払下げについて付言すれば、シイタケ原木の転売は許されておらず、したがって841棚（1棚=2.7 $\text{m}^3$ ）の原木はそのままシイタケ生産に結びつくと考えてよい。林業収入における特用林産物生産の占める割合が増えていった状況のなかで、財産区有林がその原木供給源として重要かつ新たな役割を担っていたといえる。さらに、区有土地についても83件54haに及ぶ処分・払下げが行われている。

また、繰出金（公的事業への予算繰出）として、約2,950万円（小学校建設費分2,300万円、部落公民館整備事業費分60万円等）が繰り出されている。当時、このような公的事業への予算繰出について財産区は、「財産区の目的からいってこうした繰出しを今後さらに増加できるよう、造林地の拡張および保育管理を行い、将来の財源確保に備えている」と、一業務内容として紹介している。

以上、昭和60（1985）年の利用状況を概観した。当時の矢作町の総農家数が421、表-3-4の利用件数計は225となっており、延べ計算ではあるが総農家数の53%に相当する農家が何らかの形で財産区利用を行っていることとなる。また、当時なお公的事業に3千万円規模の予算繰出が行われている。これらの点にはあらためて注目してよい。

## 2. 地域農林家と財産区有林との関わり

### (1) 個別農林家と財産区利用（聞き取り調査結果から）

ここでは、矢作町内の農林家を対象に行った聞き取り調査（昭和61（1986）年実施）の結果をもとに、個別農林家との関わりを整理・分析する（表-3-5参照）。調査は、地元行政機関からの助言も受けながら、矢作町内の標準的と思われる農家25戸について聞き取りを行ったものである（回答を得られた農家21戸）。

#### ① 分収林

当時、分収林契約には1世帯当たり5haという面積制限があり、これを満度に利用している農家は1戸（No16）だけであった。この農家（第2種兼業農家；兼業種は恒常的勤務）では、分収林の保育作業は、間伐以外は自家労働を原則とし、間伐は森林組合への委託によっている。間伐による収入確保に期待はあるものの、積極的に施業拡大する意向はみられない。稲作収入はなく、10aの畑も自家用野菜の栽培を行っているに過ぎない。農産物収入はすべてシイタケ販売によるもので、その原木はすべて財産区からの払下げによるものである。

表-3-5 農家聞き取り調査結果集計表（昭和61（1986）年実施）

No.	地区	部落	専業兼業別 (兼業種)	農産物販 売金額1 位部門	飼養家 畜頭数 (頭)	所有山林		分収林活動		土地借入利用		樹木払下げ利用					
						面積 (ha)	人工林率 (%)	個人 借入 面積 (ha)	参加 共同 体数	採草地 (頭)	改良 牧野 (ha)	棚	木炭 原木 (棚)	シイタ ケ原木 (棚)			
1	生	出	的	場	2兼	恒常的勤務	酪農・畜産	2	0.70	71	4	5				20	5
2	"	"	"	"	"	日 雇	酪農・畜産	1	7.00	43	2	4	0		2	1	
3	"	"	"	"	"	"	施設園芸	29	14.00	86	2	3			2		3
4	"	"	"	"	"	恒常的勤務	酪農・畜産	35	2.00	70	4	5					
5	"	"	三の戸	1兼	日 雇	酪農・畜産	2	5.00	50	3	4					10	10
6	"	"	"	"	"	"	特用林産	2	4.00	25	2	3	1			10	20
7	"	"	"	2兼	出 稼	—	—	2	5.00	70	3	5					
8	"	"	"	"	恒常的勤務	稻 作	1	7.00	57		4						
9	"	"	清 水	専業	—	特用林産	—	14.00	80		5						30
10	"	"	"	2兼	恒常的勤務	稻 作	—	7.80	81	1	4						
11	"	"	"	1兼	林 業	施設園芸	—	20.00	70	4	6						
12	二 又	二 又	"	日 雇	特用林産	—	5	2.00	100	3	11			7			30
13	"	"	"	専業	—	工 芸	3	20.00	25		5						
14	"	"	小黒山	2兼	日 雇	—	1	0.90	11	3	6	1					5
15	"	"	"	"	"	特用林産	1	20.00	15	1	1						5
16	"	"	"	"	恒常的勤務	特用林産	—	4.00	—	5	3						10
17	"	"	"	1兼	日 雇	酪農・畜産	4	4.00	50	0	3				2		10
18	"	"	梅 木	"	恒常的勤務	特用林産	10	45.00	60		3						20
19	下矢作	片地家	"	2兼	"	—	—	0.35	100		6						
20	"	"	寺 前	"	林 業	稻 作	1	12.00	60	4	5						
21	"	"	雪 沢	1兼	"	稻 作	—	38.00	80		8						

資料：聞き取り調査結果より

借入面積が3ha超5ha未満の農家は4戸（No.1, 4, 11, 20）であり、そのほかの農家は3ha以下であるが、これら農家の兼業種や経営耕地面積，所有山林規模，農産物販売金額等をもても，特徴づける共通の因子は見あたらない。しかしながら，調査農家の7割強が分収林契約の形態を通じ財産区有林との関わりをもっていることは注目され，経営基盤の拡大に少なからず機能してきたといえる。

一方，21戸の調査農家のうち過去5年間に分収林契約を行った農家は4戸（No.2, 6, 12, 20）に過ぎず（契約件数8件），うち5年間うちに造林を行ったとする農家は2戸（No.2, 12）のみであった。この2戸の農家はともに兼業農家で日雇を兼業種とし，その内容は森林組合作業班と財産区の作業員であり，直接に山（森林）と関わりのある仕事に携わっていることが，造林を推し進める一つの要因になっていたと考えてよいのではないか。

② 区有土地借入利用

採草地としての借入利用は，21戸中2戸の農家（No.6, 14）が行っているに過ぎず，遡って10年くらいをみても，数えるほどの利用となっている。その利用は，農林家経営との関わりという視点よりは，古くに家畜飼養農家の多くが行っていた採草地利用がみられなくなっていくなかで，わずかにその利用形態が留められていると捉える方が妥当であると考えられる。

このほか，桑園や開畑としての借入利用を昭和60（1985）年において行った農家は1戸もなく，また改良牧野としての利用がみられたのも1戸の農家（No.2）のみであり，その実情は，飼育している1頭の乳牛の飼料を採取するために借り入れた1反の土地に種を播き，年3回草を刈り取るものである（飼料すべてを賄うには至っていない）。家畜を飼育している他の農家でも飼料を購入しているケースが多く，改良牧野としての利用も，採草地と同様に古くからの利用形態が留められているものと解してよい。

### ③ 原木としての樹木払下げ利用

はじめに薪としての払下げ利用であるが、4戸の農家(No2, 3, 12, 17)が払下げを受け、それらの農家では5年間継続して利用されており、戸数としては多くないものの一定の定着が認められた。その4戸の農家はすべて兼業農家で、兼業種は日雇であり、内容は森林組合作業班、県有模範林作業班、財産区作業員および営林署(当時)の作業請負と、いずれも直接的な山林作業となっている。このことと払下げ利用との間に直接的な関係を見出すことはできないが、当該地域でも家庭燃料の多くを薪炭に依存する家が多くないなかで、薪を燃料としている農家が山(森林)と直に関わりを持っている農家であることは特徴的である。

2つ目は木炭原木の払下げである。この地域では、かつて木炭生産が村の経済を支えるほどの産業であった時期がある。その頃から村有林(=財産区有林)を原木採取源とする形態は存在し、村有林が村の木炭生産を支えるうえで大きな役割を果たしてきた。昭和60(1985)年においても財産区からの木炭原木払下げは行われているが、以前と比較しその数は減少している。

調査を行った21戸の農家のうち木炭原木の払下げ利用を行っている農家は4戸(No1, 2, 5, 6)であるが、ここでも薪の払下げ農家にみられた特徴、すなわち兼業種が山林作業であるという特徴が同様にみられた。なお、4戸の農家に払い下げられた原木は製炭され、そのほとんどが木炭として販売されている。

最後にシイタケ原木の払下げである。林業生産収入に占めるシイタケ(特用林産物)のウエイトの高まりを反映するかのようになり、調査農家21戸においてもシイタケ生産に対する積極性が認められ、かつ、原木供給の多くを財産区に依存していることが、21戸中11戸の農家が財産区からシイタケ原木の払下げを受けていることからいえる。

その11戸の農家は、専業・兼業の別、あるいはその兼業種(日雇、恒常的勤務)においてそれぞれ様子が異なっているが、そのうち6戸までは特用林産物を農産物販売金額1位部門としており、しかも比較的大きな規模の山林を所有する1戸の農家(No18)を除いては、すべて財産区への原木供給依存率が100%とシイタケ生産に用いられる原木すべてを財産区からの払下げによっている。

このシイタケ原木払下げの利用は、5年の間で変化がみられない。このことは、シイタケ原木としての払下げが、財産区の主要な利用形態として地域農林家に定着したことを意味しているといえよう。

以上、矢作町農家の農林家経営と財産区利用の関わりをみてきた。そこからは、古くに活発に行われた分収林活動には停滞がみられ、当時においては、薪および木炭原木に加え、シイタケ原木の払下げ利用が財産区有林の中心的利用形態であったことが認められる。

#### (2) 団体(集団)による分収林契約

矢作町における農林家と財産区有林との関わりの一つに、団体(集団)による分収林契約が

ある。先にみたように、分収林契約全体は昭和40年代後半に入って大幅に縮小しているが、昭和60（1985）年時点においても、農家はいくつかの団体（集団）——農家によっては参加団体の数が10を超えるところもある——の構成員になっており、このことは、これらが単に造林だけを目的とした集まりでないことを示唆する。

聞き取り調査を行った農家21戸についてみても、いずれも「分収林を行っている団体（集団）」の構成員となっており、その延数は99にのぼり、1戸当たりの平均が4.7と少ない。

ここでは、団体（集団）をその性格から5つに分類し、それらの推移を捉え、地域と団体（集団）、そして財産区との関わりについてみる。矢作町の各種団体（集団）を次のように分類した。

- A：元来は敬神団体であったものが植林共同体としての性格を備えたもの（例：〇〇講）
- B：地区・部落を基礎単位として構成されるもの（例：〇区部落造林会）
- C：親族・親類，同族集団として構成されるもの（例：〇〇神社造林会）
- D：各種生産組合や機能的組織が植林を行うもの（例：〇〇養蚕組合）
- E：その他集团的集まりをもって植林を行うもの（例：青年団，婦人部等）

Aは、敬神団体を母体としていることから団体（集団）の各構成員間のつながりは強く、しかもその人数は概して少なく（10人程度）、親しい者同士である場合が多い。成立は古く、明治に遡るものもあるが、造林が始められたのは大正期頃からである。ある講の創立趣意総則第1条に「敬神ヲ旨トス 且ツ講員ノ趣志ヲ固クセンガタメ植林ヲ企図スルモノトス」とあるように、講員の志を一つにすることを意図して植林が行われた。

Bは、構成単位が地区（部落）ということもあって地区（部落）を構成する農家のほとんどが構成員となっており、したがって20～40人あるいはそれ以上の多くの構成員からなる。創設の時期は、昭和20（1945）年頃から30年代前半であるものが多く、その目的は「隣保共助の精神を基調とし、組合員は協同して林野に造林をなし、組合員の基本財産を造成し、その生活の安定と向上を図ること」（〇区造林組合定款総則より）であった。この点で、「講員ノ趣志ヲ固クセンガタメ」の植林であったAとは異なるが、調査当時、「生活の安定と向上を図る」というよりも「基本財産の造成」に重点がおかれていたといつてよい。

CとDは、昭和41（1966）年を最後に、姿を消している。それ以前の昭和30年代において造林がみられることは、いわゆる拡大造林期を背景としたものといえよう。皆が造林するから自分達も、という意識は地域の人々の間には間違いなくみられ、特にDの現れなどはその傾向が強い。また、産業構造が大きく変化していく時期であったこと、さらに木材が高く売れたという事情も影響していたであろう。

Eのその他集团的集まりというのは、A～Dの共同体と全く性格を異にしたものというよりは、他のものに比べある程度自由な形で発生した植林団体であると捉えた方が妥当である。そもそもこれは植林を希望する者が自由に集まって創られた共同体であり、自ずとそれは地区や

部落を枠とする傾向が強い。このEの団体（集団）には、地区の青年層が集まったものや、昭和30（1955）年にしかみられないが小学校のPTA、さらには昭和38（1963）年の農協婦人部といったものまでみられる。このように、新しい動きのなかで人々が集まり、積極的に造林を行ったという意味においては、それまでの共同分収造林形態のなかに新しい展開が生まれたとあってよい。それが契約件数を大きく増加させるほどに作用しなかったにしろ、区より一回り小さい班による分収造林がみられるようになったのもこの頃からである。

以上、団体（集団）をその性格から分類してみた。前述のように分収林契約が昭和40年代後半に入って著しい落ち込みを示しているなかで、AおよびBにおいて根強い利用が認められることは特徴的であり（図-3-4）、団体（集団）の造林目的が、構成員間のつながりを強くすることであれ、直接的な財産造成であれ、地区または部落という地域的まとまりを基礎とするこの村落共同体ともいうべき団体（集団）が重要な位置を占めていたといえる。

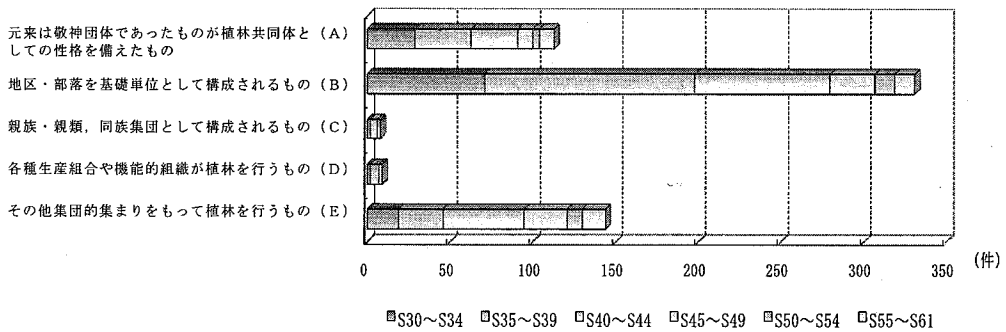


図-3-4 団体（集団）の性格別にみた分収林契約件数

資料：分収林契約綴（各年版）

## 第5節 旧矢作町財産区有林の現在

### 1. 財産区有林から市有林へ

旧矢作町財産区有林は、平成13（2001）年9月に廃止となり、市に移管され、市有林となった。先にみたように、財政的な困窮が直接的な原因である。当時の試算で、財産区運営を維持するために必要な分収林の伐採が30haとも50haともいわれ、財政立て直しの見通しが立たない状況に至ったといえよう<sup>18)</sup>。

移管に向かう動きの始まりは、平成11（1999）年10月に財産区管理会が開催した「矢作町財産区の管理運営に関する地区懇談会」である。町内の全3地区での同懇談会の開催を経て、「矢作町財産区管理運営に関する検討委員会」が設置され、その後計12回にわたって検討が進められた（参考資料-3-1）。途中、「小委員会の設置」、「再度の全地区での地区懇談会の開催」、「中間答申」そして「最終答申をするに至らず検討委員会の再編成」など、かなりの紆余曲折が認められるが、このことは問題の複雑さを表していることにほかならない。

検討委員会、小委員会および地区懇談会で出された一つひとつの意見をみても、住民の逡巡する姿が窺える。「町内3地区間で財産区に対する思い入れなり依存度、認識にかなりの差があるように思う」、「この山があつての矢作なのであり、山が無くなったら矢作というのは無くなってしまふ」、「経費負担が増大するなら、市に移管した方がよい」、「管理会からは今のままではやれないので市に移管したいという考えが示されている。しかし、地区は歴史ある財産区を残したいという声が多い。感情論だけではうまくいかない面がある」(以上、いずれも検討委員会等の議事録から)——こうした意見は、物理的経済的資源としてだけでは割り切れない、住民生活と財産区有林との深いつながりを表すとともに、一方で世代間の認識の相違や取り巻く環境変化への対応の必要性をも浮かび上がらせている。

最終的に、直営林と分収林合わせて5千haを超す矢作町財産区有林は市に移管され、市有林として管理されることとなった。その最終局面で市と矢作町財産区管理会は覚書を交わしている(参考資料-3-2)。分収契約条件(分収割合等)や山林の利用権、保全管理にかかる事項がその内容となっている。また、市に対する要望事項にもなった「山火事や山林災害の防止、健全な山林育成を推進する体制の確立」の具体策として、移管と同時に「矢作地区市有林育成協議会」が設置されたことは特筆に値しよう。同協議会は、矢作町内に居住する者のなかから市長が委嘱する16名以内の委員で構成されている<sup>(19)</sup>。地元住民は、自分たちが共同で関わりをもってきた林野(=資源)と今後も関わりを維持していくための窓口的役割を、この協議会に期待した。現在も年に一度開催され、各委員がボランティアで行う巡視<sup>(20)</sup>の結果報告がなされるとともに、市担当者との間で森林整備や保全管理にかかる意見交換等が行われている。

## 2. 市有林移管後の旧財産区有林

市有林に移管された旧財産区有林は現在どのようにあるのか。はじめに森林の整備状況をみるために、過去10年間の施業実績を表-3-6に示した。年による変動はあるものの、平成19(2007)年で約12haの下刈と40haを超える除間伐が行われ、一定程度の水準が維持されて森林整備が行われていると見てよい<sup>(21)</sup>。

表-3-6 過去10年間の施業実績(旧矢作町財産区有林分)

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
地拵	面積 (ha)	8.32	11.47	0.87		4.30	5.37	3.01	1.87		
	事業費 (千円)	3,533	4,610	345			2,225	1,192	765		
新植	面積 (ha)	4.28	9.93	9.68		4.30	5.35	3.01	1.87		
	事業費 (千円)	450	1,380	4,770			720	320	257		
下刈	面積 (ha)	42.92	42.98	45.29	19.61	39.68	41.79	36.44	14.28	28.59	11.85
	事業費 (千円)	4,955	5,012	5,160	2,416		5,040	4,433	1,701	3,415	1,416
除間伐	面積 (ha)	43.49	41.21	70.11		36.01	39.02	51.42	38.38	37.35	42.22
	事業費 (千円)	7,500	7,065	14,029			7,585	10,038	8,022	6,553	8,319
事業費計 (千円)		16,438	18,067	24,304	2,416	0	15,570	15,983	10,745	9,968	9,735

資料：陸前高田市からの聞き取りによる。

注：H12～H14については、市有林移管の時期に当たっており、施業にバラツキがあったり資料保存がなされていなかったりしている。

次に、旧財産区有林と住民との関わりをみるために、同じく近年の利用状況として樹木の払下げ実績を表-3-7に示した。木炭原木、シイタケ原木および自家用薪として7年間で1,137棚、約200万円の払下げが行われている。現時点でこれを、利用度が高いと評価するか低いと評価するかを一概にいうことは難しい。仮に、先にみた昭和60(1985)年の状況と比較するとしても、そこから単純に何らかの結論を見出すことには無理がある。しかし、やはり当時の払下げ棚数1,104棚にくらべ、年平均162棚(7年間1,137棚の単純平均値)という数字は非常に小さいといわねばならない。ただ、市が定める「市有林樹木払下要綱」(表-3-8参照)に基づいて現在も行われている払下げには、このあとに触れる農家への聞き取り調査結果や生産地区の「ホロタイの郷」における取組をみても、期待が根強くあることもまた事実であり、この点には注目する必要がある。

実際に地元地域の住民が旧財産区有林とどのような関わりをもち、どのような考えをもっていいのか、を主な視点として、平成20(2008)年、矢作町内の10戸の農家を対象に聞き取り調査を行った。その結果をとりまとめたのが表-3-9である。対象農家の選定は、調査協力を

表-3-7 旧財産区有林からの樹木払下実績

	払下棚数(棚)	払下金額(円)
H13	206	344,100
H14	160	280,900
H15	147	271,700
H16	156	298,200
H17	133	216,400
H18	179	323,100
H19	156	282,800
計	1,137	2,017,200
木炭原木	528	884,360
シイタケ原木	426	949,840
自家用薪	183	183,000

資料：陸前高田市からの聞き取りによる。

注：用途内訳が明確でない3件があり、計の内訳金額に若干の誤差が見込まれる。

表-3-8 市有林樹木払下要綱における払下樹木の用途等

用途	樹種	数量(年間)	単価(円/棚)	備考
椎茸原木	ナラ	1世帯20棚以内	2,500	
	雑木	1世帯20棚以内	1,700	
木炭原木	ナラ	1世帯20棚以内	2,100	
	雑木	1世帯20棚以内	1,200	
自家用薪	—	1世帯2棚以内	1,000	2年分を一括して払い下げることができる。
自家用材	—	市長が別に定める。	市長が別に定める。	

資料：陸前高田市有林樹木払下要綱

表 3-9 農家聞き取り調査結果集計表 (平成20 (2008) 年実施)

地区	世帯 番号	部落	世帯 主 年齢	職業	主な収入	耕地面積 (ha)		耕作	農家年収入	山林			水産生産	財産区有林利用
						田	畑			所有山林 (ha)	供養作業	財産区分 取林 (ha)		
* A	生出	三の戸	2 75	無職	年金	0.5	0.3	自家用	—	7	—	4	自家用	(〜116. 畝)
* B	生出	清水	2 78	無職	年金	1.0	0.6	自家用	—	17	—	5	—	(以前はシイタケ原木を30〜40個/年)
* C	生出	清水	2 74	無職	年金	0.3	0.3	自家用 一部販売	20万円程度	8	ほぼ保樹作業済み	4	自家用	—
D	生出	清水川	2 78	無職	年金 木炭販売収入	0.2	0.6	自家用	60〜80万円	3	現在は10年前 (森組委託)	4	30〜40個	木炭原木 (20個/年以上)
* E	生出	的場	1 78	無職	年金	0.1	0.1	無償貸与	—	7	旧世帯主遺産時に入入れ、 いまは手つかず	2 4	—	—
F	二又	山崎	2 75	無職	年金 シイタケ販売収入	0.3	0.1	自家用	100万円程度	1	自家実行	?	5人組で100個/年	木炭原木 (10個/年)
G	二又	山崎	6 70	無職	年金 シイタケ販売収入 キノコ販売収入	0.8	1.0	—	—	4	間伐を了 (御手塚球の森林整備事業)	5	—	2年前までシイタケほど木、 炭敷地としての増上
* H	下矢作	雷沢	5 61	製材業	製材業収入	0.5	0.2	自家用	—	23	—	8	—	—
I	二又	小黒山	2 74	無職	年金 シイタケ販売収入	0.1	0.1	自家用	150万円以下	4	僅少	3	—	シイタケほど木は下げ (10個/年)
J	二又	小黒山	3 82	無職	年金 シイタケ販売収入	0.2	0.4	自家用	30万円程度	1	—	2	自家用	シイタケほど木は下げの継続希望

所有林移管への意識等		その他
A	・移管やむなし。抵抗なし。 ・市の管理はある程度安心。	・かつては1歳日置で森林組合作業班員 ・参加している団体 (集団) で委託を継続しているのは1団体のみ。 ・山への期待はない。 ・永住の地と決めている。 ・月に1度の老人クラブの集まりが楽しみ。
B	・自分達の山という意識は薄い。	・山が好きで年10日は戻りに行く。補助金を得ながら所有山林の手入れを続けてきた。 ・団体 (集団) 分取林で結びつきが強いのは血縁を基としているもの。「親」の精神。
C	・移管反対の声はなし。利用形態維持で了承。 ・移管による財産区有林と住民との関わりへの影響はない。	・昔に比べ、地域の空気は悪化したが、発生する量は少ない。 ・一部のグループによる木炭産量を根拠とする発言には注目している。
D	・移管反対の声はなし。利用形態維持で了承。 ・移管後、自由に入山しての気候などが悪化し、原木供給可能林分までの道が未整備であることが課題。	・林業体化した立教大生が個人的に木炭祭に参加したり、その際ホームステイした農家に宿泊するケースもあり、そうした状況に好意的。
E	・移管やむなし。やむなし。 ・移管前後の委託は特になし。委託の専れも特になし。	・旧財産区年林からの湧水 (水質検査済みの上買水) 利用の許可申請中。
F	・移管やむなし。やむなし。 ・移管前後の委託は特になし。委託の専れも特になし。	・団体 (集団) 分取林の境界管理 (約30名の出席。欠席者からは次役料を徴収。 ・若者の減少はあるが、地域的なつながりはむしろ強まったのではない。 ・部落の減少は出席が強制。欠席者は欠付料を納める。
G	・移管やむなし。やむなし。 ・移管前後の委託は特になし。委託の専れも特になし。	・毎月集金の割合がある。半割以上が75歳以上。それでも永住意志。
H	・移管やむなし。やむなし。 ・移管前後の委託は特になし。委託の専れも特になし。	・生出地区の林業体勢の取組は積極。観光受け入れにも意向。 ・生まれ育ったこの地を離れることはできない。永住意志。
I	・移管やむなし。やむなし。 ・移管前後の委託は特になし。委託の専れも特になし。	
J	・移管やむなし。やむなし。 ・移管前後の委託は特になし。委託の専れも特になし。	



得られることを最優先として市担当者に委ねた。いきおい、地域全体の平均像として捉えきれないことを注記しておく。なお、10戸の農家のうち5戸（表中「\*」を付した農家）は、昭和61（1986）年の前回調査の対象農家でもある。

全体をみて、いずれも世帯主の高齢化が明らかである。しかも、世帯員数が3人以上の世帯は3戸しかなく、全体的にはく老夫婦が自家用耕作をしながら、年金収入を中心に、家によっては多少の農産物販売を組み合わせて生計を立てているという捉え方ができる。財産区有林の利用をみると、過去に原木払下げを受けていたと回答した農家もあるが、調査時点で利用実績があったのは3戸にとどまっている。世帯主が70歳を超えた小規模家族にとって、自らの生活を維持する視点からの旧財産区有林利用は、いまやそれほど大きな意味を持ち得ないというのが実情であるといえよう。

他方、市有林への移管については、おしなべて肯定的な回答であった。移管後7年近くが経過し、実質的に地元住民の利用が制約されるなどの影響がなく、今後も利用を継続できるのであれば所有自体にこだわりは持たない、というのが正直なところであろう。移管時を振り返って移管やむなしであった、とする背景にもこうしたことがあるものと考えられる。しかし、総会や共同出役への半強制的な慣習はいまだ少なからず残っており、部落等における構成員間のつながりは継続されているとみてよい。

### 3. 新たな取組として

ここ数年、矢作町の生出地区を中心に新たな取組が行われている。生出地区は、矢作町のなかでも中心部から一番離れた市境に位置する人口わずか350人強の集落である。矢作町にある3つの地区のなかでも住民と旧財産区有林との関わりが強い地区であったといつてよい<sup>(22)</sup>。前述のように、旧矢作村ではかつて木炭生産が主要産業であり（第2節参照）、生出地区でも盛んに木炭生産が行われた。その生出地区で「木炭まつり」と称する行事が20年以上前から続けられてきている。当該地区に残る炭焼き職人の伝統技術と木炭の良さに着目して始めた炭窯づくり——急激な過疎化に歯止めをかけ地域の再生を図るため、子どもたちを対象に地元が企画したもの——を、発展させたものが木炭まつりである。単なるイベントに終わらせたくないとの思いから、木炭や環境をテーマにしたシンポジウムを同時に開催してきた。年々増える来場者を迎えるために、地域の住民は自ら企画立案に関わり、総出で清掃もしている。これまでの来場者数が4千人を超えるまでになったまつりの効果を、主催する生出地区コミュニティ推進協議会の会長は、「人びとの意識を変えたこと。集落をあげて取り組むことの充実感。地域の歴史に目を向ける大切さ」と受け止めている<sup>(23)</sup>。

また、平成10（1998）年には交流施設「ホロタイの郷・炭の家」が地区の中心部につくられ、地域はいま、グリーンツーリズムに活路を求めている<sup>(24)</sup>。その取組の一つでもある立教大学生の農林業体験は注目に値しよう。

立教大学では、平成15（2003）年から課外教育プログラム「林業体験―陸前高田の森に学ぶ―」を、陸前高田市矢作町の生出地区で始めた。「現在の自分の生活を見直し、広く自分の生き方について考えるきっかけとする。東京とは異なる自然環境のなかで、その地域に生きる人々と共に仕事をし、参加者同士や地域の人とのコミュニケーションを通して様々な視点を持てるようにする」<sup>(25)</sup>、これが立教大学の取り組むねらいである。「候補地の条件としてより重要なことは、受け入れてくれる地域の人々の存在である。学生たちが何よりも刺激を受けるのが地域の人々との交流であり、その土地を愛し、自分の生き方に自信を持って生活している人たちの逞しさは、学生たちが自らの生き方を考え直すきっかけにもなる」<sup>(25)</sup>との考えで選ばれた候補地が生出地区であった。

陸前高田市も、旧財産区有林の一部を「立教の森」と命名し、この取組を全面的に支援した。プログラムに組まれた林業作業は、下刈、枝打、炭焼、炭焼窯づくり等である。作業のほかに、地元の人々との交流会や講話もカリキュラムに組み込まれている（図-3-5、表-3-10）。

地域の農家にも泊まり込む5泊6日の生活は、学生たちに貴重な農林業の体験を提供するのみならず、遠く離れた山村地域とのつながりを残している。「都会育ちの学生にとって、自分の故郷のように思った者もあり、最後の挨拶の時に『また来る』ではなく『帰ってくる』という表現をしていたのが印象に残っている」<sup>(26)</sup>と大学担当者が振り返る交流に、活力を生み出すエネルギーをもらっているのは実は生出地区コミュニティの人たちの方でもあろう。そうした取組を行うフィールドとして、旧財産区有林の一部が利用されている。

## 第6節 小括

前節までの内容を以下にまとめる。

まず、昭和30（1955）年の町村合併とともに成立した財産区有林は、当時、集落を単位としながら、製炭業における原木採取、酪農・畜産経営における採草利用、そして林業の側面としての分収林利用など、村民の共同の山として利用され、村民の生活を支える基盤となってきた。そこでは地域の農林家と財産区有林との間にきわめて強い結びつきがあったといつてよい。

次に、その後の管理運営の展開をみるなかで、財産区が主体性を強めて林野を管理しようとする動きと、一方で個人として造林投資に関心を強めるなど林業的利用に対する要請が現れていったことが浮かび上がった。また、分収林契約についても、後年において契約主体が特定の個人・団体に限られるようになるなど、部落・集落の主導にかかるものが減退していった。さらに、かつて多い年では歳出予算の9割を超え、地域の基盤整備に大きく貢献してきた繰出金も明らかに縮小し、財産区が区運営に追われ、次第に経営事情が苦しくなっていった実態が認められた。

しかしながら、昭和終期においても、地域の農林家と財産区有林との関わりが著しく薄らいでいたとはいえ、かつて活発に行われた分収林活動に停滞がみられたものの、代わって薪・



図一三—五 立教大学課外教育プログラム（林業体験）の様子

資料：陸前高田市業務資料

木炭原木，そしてシイタケ原木の払下げ利用が財産区有林の中心的利用形態となっていた。

このほか，団体（集団）による分収林契約の視点から，分収林契約が昭和40年代後半に入っ  
て著しい落ち込みを示しているなかで，「元来は敬神団体であったものが植林共同体としての  
性格を備えた団体（集団）」および「地区・部落を基礎単位として構成される団体（集団）」に  
よる契約が根強くみられた。地区または部落という地域的まとまりを基礎とする団体（集団）  
が，なお重要な位置を占めていたことの表れといえよう。

対象とした時期（財産区成立から昭和終期）において，地域の農林家と財産区有林との関わり  
に，弛緩は認められたが消滅はしておらず，また，消滅を予測させるような状態にもなかつ  
た。このことは，かつて村民の生活を支えてきた村有林（＝財産区有林）の利用が，古くから

表-3-10 立教大学林業体験の主なスケジュール（平成20（2008）年度）

主な内容	
1日目（金）	・陸前高田市着 ・市民の森見学 ・いなか豆腐作り ・講話（生出地区コミュニティ推進協議会会長）
2日目（土）	・炭焼き体験 ・地元農家にて民泊
3日目（日）	・下刈作業
4日目（月）	・講話（森の達人） ・講話（地元活動家（立教大OB））
5日目（火）	・枝打，除伐，間伐作業
6日目（水）	・振り返り ・解散式

資料：陸前高田市業務資料

の山村社会の構造のなかで行われてきたことによるものと考えられる。

前節でみたように、現在、旧矢作町財産区有林は陸前高田市有林に移管され、市有林の一部として市が一元的に管理運営に当たっている。これまで住民と深い関わりをもってきた経緯に配慮するかのように、移管後も「市有林育成協議会」を設置し、関わりを閉じない体制がとられ、市も財産区時代と同水準の森林整備を行っている。「森林の維持・管理」は保たれているといってよい。一方で、財産区有林の利用は、地域住民の年齢構成の変化とそれに伴う生活態様の变化も背景に、以前と比較してやはり大きな落ち込みをみせているというべきである。いまなお精力的に木炭生産等に取り組む人々等からの根強い需要はあるものの、かつてのように生活を支えてきた旧財産区有林という意味合いはもはや大きいとはいえない。

そのようななかで、新たな取組（展開）がみられている。都会の大学生がいわば山村留学的に矢作町に訪れ、森林作業等を濃密なカリキュラムで体験し、その体験を通じて矢作地区の人々と山に愛着をもつようになっていく。この林野利用は旧財産区有林を単位とする独自のものではないが、旧財産区有林を含めた森林（＝地域資源）の有効活用策として定着してきており、今後の利活用策へのヒントにもなるであろう。もちろん、それ自体が矢作地区の林野の持続的な維持管理を実現することにはならない。重要なのは、そうした外部活力の受け入れを通じて、地元地域の住民が、地元地域の林野を、自ら関わる地域の資源として捉えなおしていくことである。

当該林野が市有林である以上、今後の維持管理においても行政が主導的となるが、しかしなお、地域（集落）の主体性や考え方によって林野の位置づけ・役割が規定されていくことになりはならず、そのことを地域が強く認識することが重要である。



参考資料— 3 — 2 市有林移管に伴う覚書

覚 書

陸前高田市と矢作町財産区管理会とは、矢作町財産区を市に移管するにあたり、下記について覚書を締結する。

記

(分収契約について)

- 1 市に継承される分収林の分収割合は、これまでどおり分収者7割、市3割とする。
- 2 分収契約期間を、現在の50年から契約者の希望によりさらに80年まで延長できるようにする。

(山林の利用権)

- 3 市は、これまで財産区が行ってきた樹木の払下げ、土地の貸付け、山地の利用等既存の生活上の権利はすべて保障することとする。

(山林の保全)

- 4 市は、移管された山林について、必要な保育事業や間伐事業を実施し、林地の保全に万全を期すものとする。
- 5 市は、自然破壊につながる開発や売却は行わないものとする。
- 6 市は、移管後の山林について、行政と地域が協力して山火事や山林災害の防止、健全な山林育成を推進するため、矢作地区市有林育成協議会を設置する。

(その他)

- 7 この覚書は、平成13年第3回市議会定例会において、矢作町財産区廃止関係条例案が可決された後に発効する。

平成13年8月30日

陸 前 高 田 市 長  
矢作町財産区管理会会長

注および引用文献

- (1) 例えば、井上真・宮内泰介（2001）『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社、東京；井上真（2004）『コモンズ思想を求めて—カリマントンの森で考える』岩波書店、東京；室田武・三俣学（2004）『入会林野とコモンズ』日本評論社、東京；北尾邦伸（2005）『森林社会デザイン学序説』日本林業調査会、東京、など。
- (2) 船橋晴俊・宮内泰介（2003）『環境社会学』（財）放送大学教育振興会、東京、p.165.
- (3) 船橋ら（2003）前掲書、p.171.
- (4) 室田ら（2004）前掲書  
ただし、このなかで財産区有林がコモンズの一形態であるとの表現がみられるものではない。
- (5) 三俣学（2001）「コモンズ論から見た財産区制度の環境保全的意義—滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区有林を事例として」『林業経済研究』47(3)；三俣学（2004）「財産区有林の管理実態に関する環境経済学的考察—岩手県江刺市・滋賀県甲賀町の財産区有林を事例として」『京都精華大学紀要』27.

- (6) 室田ら (2004) 前掲書
- (7) 室田ら (2004) 前掲書, p.3.
- (8) 2005年農林業センサスにおいて, 全国の財産区有林面積は290,847haとなっている。
- (9) 浅井吉次 (1957)「古くて新しい公有林野問題」『林業経済』100, pp.6-7.
- (10) 林野庁 (1958)『公有林野の土地利用に関する調査報告』2~3, p.3.
- (11) 矢作村勢要覧 (昭和26, 27年度)
- (12) 当時, 火入れを制限し薪炭林として保護しようという趣旨でこうした利用形態が存在していた (林野庁 (1955)『山村経済実態調査書 —公有林野篇第1号 (岩手県気仙郡矢作村)』, pp.98-101)。
- (13) 林野庁 (1995)『山村経済実態調査書』, p.117.
- (14) 内容的には, いわゆる分収林と同義と解せるが, 前掲「山村経済実態調査書」での表記に倣って「部分林」と表記した。
- (15) 自家用薪の採取を行っていたもので, 前掲「山村経済実態調査書」での表記に倣った。
- (16) 当該期間における分収林契約総数1,984件に対し, 個人契約1,075件となっている (矢作町財産区分収林契約書各年版)。
- (17) 昭和53年の改定において, 自家用材が $m^3$ 当たり2,000円→3,000円, 自家用薪が棚当たり300円→600円, シイタケ原木 (ナラ) が同1,200円→2,000円, シイタケ原木 (雑) が同500円→1,200円, 木炭原木 (ナラ) が同800円→1,600円, 木炭原木 (雑) が同400円→1,000円となった。
- (18) 当時, 3億円を超す造林事業債の償還が困難となったことが主な要因である。
- (19) 矢作地区市有林育成協議会の委員は, 区ごとの地元推薦により人選された者が市から委嘱されている。
- (20) 市からの要請で各委員が該当林野の巡視をボランティアで実施している。
- (21) 陸前高田市の平成17年度決算において林業費総額が149百万円となっており, 表-3-6の平成17年度森林整備事業費計11百万円はその約7%を占めていることとなる。市全体の林業関係支出の約7%という割合は決して少ない数値ではない。
- (22) 昭和30年代の財産区公有林経営計画書等によれば, 当時の矢作町内の生出, 二又, 下矢作の3つの地区の旧財産区有林面積割合は, それぞれ31%, 55%, 13%となっている。また, 農家率 (総戸数に対する農家数の比率) はそれぞれ, 83%, 73%, 54%となっている。
- (23) 平成15年9月17日朝日新聞 (朝刊) 30面「地域力—市民からの提言」における生出地区コミュニティ推進協議会会長のコメント。
- (24) 同上
- (25) 工藤秀夫 (2003)「陸前高田市に『立教の森』を育てています」『雑誌立教』187, p.44.
- (26) 工藤 (2003) 前掲稿, p.45.

## 第4章 共有林としての共同的林野管理

### — 旧大東町の共有林（入会林野） —

#### 第1節 背景と問題視角

かつて共同的に利用・管理されてきた林野に目を向けると、長きにわたる林業の低迷も背景に、森元早苗らが指摘するように、林野の活用に対する期待は低く、関係者以外の人々はもとより地元地域の住民の間ですら関心が薄れつつさえあるものもある<sup>19)</sup>。そのようななかで、平成の市町村合併が大々的に進められた。全国の市町村数は、平成の市町村合併で約3,200から約1,800へと44%もの減少をみせており、岩手県内の市町村数も58から35に大きく減少（-40%）した（表-4-1）。「目的は各時代によって異なるとはいえども、公的部門が半ば強行に合併を推進し、そしてその裏側で旧村財産が公的・私的な部門へ分解されていくという展開は、明治・昭和・そして今次の合併でもほとんど変わらない構図である<sup>20)</sup>とされるように、市町村合併は地域の林野に大きな影響を与えてきた。今次の合併でも多くの地域で地域資源である林野を今後どのような形で残していくかという課題に直面することとなった。

共同的な利用・管理に供される林野の一つとして、第2章でみた入会林野が挙げられる。それは後に入会林野整備によって生産森林組合を設立したものや、過去の市町村合併を経て財産区有林や市町村有林等に姿を変えてきたものも多く、そのいずれもが、それぞれ成立過程や歴史的経緯において地域的な特色を有している。生産森林組合有林や前章で取り上げた財産区有林、または市町村有林となったものが一定の管理運営体制下に置かれている一方、同じく実質的な入会林野で現在まで共有林（本稿では、「複数の個人や会社などが共同で所有する林野」という一般的な定義づけをして「共有林」と表記する）、とりわけ記名共有の形を取り続けてきた林野は、一般的に運営組織が脆弱といえる。そのような林野に、今回の市町村合併はいかなる影響を与えているのであろうか。

市町村合併と入会林野との関わりの視点から、矢野達雄は、「明治の大合併時には市制・町

表-4-1 これまでの市町村合併の概要と入会林野との関わり

	明治の町村合併	昭和の市町村合併	平成の市町村合併
年代	1888 ~ 1889	1953 ~ 1961	2002 ~ 2008.3
契機	市制・町村制の施行	地方自治法の施行	地方分権改革
市町村数の全国変化	71,314 → 15,859	9,868 → 3,472	3,218 → 1,821
岩手県	642 → 241	221 → 63	58 → 35
性質	強制的	半ば強制的	任意的
対共同体の方針	部落割拠の打破	部落会・町内会の否定	放置・放任？ 切り捨て？
入会林野への措置	財産区（114条） 旧慣使用権（83条）	新財産区（294条） 財産区管理会（296条の2） 旧慣使用権（209条）	新たな措置はなし

資料：矢野達雄（2006b）から引用。一部、著者加工。

注：「入会林野への措置」欄の（ ）は、明治の町村合併については市制・町村制、昭和の市町村合併については地方自治法の条項である。



村制のなかに財産区制度と旧慣使用権という制度が、また昭和の大合併時には(いわゆる)新財産区制度がそれぞれ設けられたが、今回の合併に関しては林野を想定した新たな制度が用意されていない<sup>9)</sup>と整理した(表-4-1)。そしてそれは、「前2回と比し、林野の経済的重要性が低下したという事情を反映して」いると分析している。そのようななかで、「所有形態においても利用実態においても、地域の入会林野に大きな変容を迫った市町村合併史」<sup>10)</sup>にも焦点を当てながら、今次の市町村合併に際して入会林野に起こっている問題を明らかにしようとした三俣学の論考<sup>11)</sup>などは示唆に富む。同様の問題意識から、地域の状況を把握・整理するとともに今後の動向を注視していくことは重要といえよう。

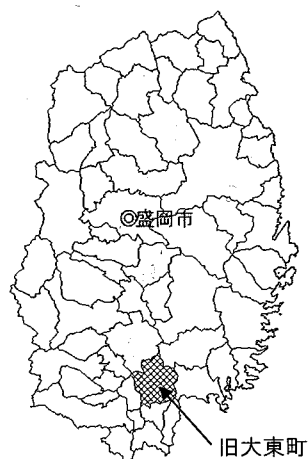
ここであらためて入会林野に関する研究に目を向けると、入会林野全体を捉えては、古くに数多くの研究が報告されたあと入会林野整備の動向に合わせるように低調になった時期を経て、再び報告がみられるようになってきたことを岡田秀二らが整理している<sup>12)</sup>。また、財産区有林についても、近年になって事例整理や報告がみられるようになってきた<sup>13)</sup>。さらに最近では、林野の共同的な利用・管理に注目した報告が多く行われるようになってきている<sup>14)</sup>。しかしながら、共有林に焦点をあてた報告例は少なく、各地にある共有林の実態を明らかにするうえでは十分ではない。

本章では、本研究の問題意識にそって、森林のもつ多面的機能の発揮や地域の機能維持の観点から、共有林の実態と、山村の地域や集落で自らが関係する林野を住民がどのように意識し今後の取扱をどのように考えるのか、に注目する。岩手県旧大東町(現一関市)の旧鳥海村地区を事例として取り上げ、以前と現在の共有林の展開を整理し、平成の市町村合併に係る動きを捉えうえて、市町村合併と共有林との関わり、今後の共有林管理の展望・課題を明らかにすることを目的とした。

## 第2節 調査地の概要および調査方法

旧大東町は平成17(2005)年9月に1市3町2村と合併し、新たな一関市となった。旧町の林野面積約200km<sup>2</sup>(林野率71.9%)、人口16,704人(平成17年国勢調査)の山村で、岩手県南部、北上山地の南端に位置している。基幹産業は農林業で、農・畜・林の複合経営が主な形態となっている。林野についてみると、国有林の割合が5%ときわめて低く、また人工林率(55%)が県平均(43%)を上回って高いことが特徴である。

この旧大東町内のかつての旧村である鳥海村地区の共有林等を調査対象とした。岩手県内における整備着手入会林野(8,612ha)を旧市町村別にみた場合に、旧大東町が面積で4位(640ha)、割合で7.4%を占めており、そのうち約6割(382ha)が



旧鳥海村地区にあることがその理由である。なお、旧鳥海村地区の共有林等も整備着手入会林野に位置づけられている<sup>9)</sup>。

調査は、旧大東町および共有林組合等への聞き取り調査、旧鳥海村地区を対象に行ったアンケート調査ならびに資料・文献調査によって行った。

### 第3節 旧大東町時代の共有林の概要

旧大東町の共有林について、昭和47（1972）年の大東町総合調査報告書は、「明らかに入会的利用の実質を持つと思われる集団」（15集団）を取り上げながら、綿密な調査結果を報告している。本調査は、当時町の新しいビジョン策定を視野に当時の現状をまとめることを目的に、町の委託調査として行われたものである（調査期間昭和44（1969）年7月～46（1971）年11月；分担者船越）。報告書によると、第1に、表-4-2の「成立欄」にあるように、共有林の成立は多くが旧村有林や国からの払下げによっている。そこには入会慣行が根強く存在しており、入会権の整理を図るうえで、共有林への移行が選択されたことを物語っている。

第2に、組織の運営にあたり規約を持つ集団は約半数にとどまり、運営方針等についても権利者の寄合によって決するものがほとんどである。いきおい、経営計画を編成し、かつ実行しているケースは15集団のうち3集団にとどまっている（表-4-2中「運営」および「経営計

表-4-2 旧大東町内の共有林調査結果の概要（大東町総合調査（S44～46）の結果から）

名義者数	面積（調査態）	成立		納税の財源	運営		経営計画		権利関係						労務		経営意思		
		時期	起因等		規約	意思決定	編成	計画の実行	公簿上所有名	うち部落内	権利の総口数	所有者と一致	権利の取得	転出者の権利	権利者の出役	有償	無償	現状希望	処分希望
A	70	99.04	S15	村有林払下げ	組合費徴収	○	設置組織	○	○	70	70	72	一致	譲渡/総会承認	権利者への譲渡を奨励	○	○	○	○
B	31	15.00	S4	村舎併に伴う特売	各自の所得	×	設置組織	○	○	31	23	31	不一致	部落内譲渡	部落内者に売る必要	○	○	○	○
C	27	10.50	S29	村有林払下げ	各自の所得	×	権利者寄合	×	×	27	27	27	不一致	部落内譲渡/総会承認	部落内者に売る必要	○	○	○	○
D	8	1.50	S4	村有林払下げ	各自の所得	-	権利者寄合	×	×	8	8	8	一致	-	-	○	○	-	-
E	74	63.00	S33	村有林払下げ	雑木売払い	○	権利者寄合	×	×	74	67	74	一致	譲渡	不変（権利残）	-	-	-	○
F	101	105.00	T12	村有林購入（部落有林野統一事業）	立木処分	○	権利者寄合	×	×	101	99	101	一致	譲渡/総会承認	不変（権利残） 権利者への譲渡を奨励	○	○	○	○
G	9	7.95	S23		権利者から徴収	-	権利者寄合	○	×	9	9	9	（一致）	譲渡/総会承認	不変（権利残） 権利者への譲渡を奨励	○	○	○	○
H	33	20.39	M12	入会山を登録	薪木の代金	○	権利者寄合	○	○	33	30	33	一致	総会承認/部落内者	権利者への譲渡が必要、不変（権利残）	○	○	○	○
I	22	120.00	M1		各自の所得	○	権利者寄合	×	○	22	21	22	不一致	譲渡/総会承認	不変（権利残） 部落外者への譲渡も可、権利者への譲渡を奨励	-	-	-	○
J	21	326.22	M26	部落有林野の買い戻し	雑木売払い	○	権利者寄合	×	×	21	18	21	一致	譲渡・全権利者承認	不変（権利残） 権利者・部落内者への譲渡を奨励	○	○	○	○
K	4	41.67	?	町有林払下げ	間伐等収入	-	権利者寄合	×	○	4	2	4	一致	-	不変（権利残）	-	-	-	○
L	42	38.50	M37	国から払下げ	共有者均等割	-	権利者寄合	×	×	21	18		一致	譲渡	不変（権利残）	○	○	○	○
M	20	1.20	M37	国から払下げ	共有者均等割	-	権利者寄合	×	×	20	18		一致	譲渡	不変（権利残）	-	-	-	○
N	20	1.80	M37	国から払下げ	共有者均等割	○	設置組織	○	×	20	19		一致	譲渡	不変（権利残）	○	○	○	○
O	20	1.70	M37	国から払下げ	共有者均等割	○	設置組織	○	×	20	18		一致	譲渡	不変（権利残）	○	○	○	○

資料：大東町（1972），pp. 370-381の表4-2を筆者が加工して作成

画」欄)。

第3に、共有林成立後、「(権利者のもつ権利は)共有権であり、持分の売買譲渡は法的には可能であるから部落外流出を防止することはできず、多数集団の共有林では、その傾向が最近特に強まっている」(括弧内引用者)と分析している<sup>(10)</sup>。権利の取得に総会承認を必要としたり、部落内者・権利者間での売買・譲渡が奨励されたりしているが(表-4-2中「権利の取得」および「転出者の権利」欄)、共有形態である以上、十分な規制がはたらいてきたともいえないであろう。また、権利の相続によって細分化された権利の発生も当然に考えられ、このことは共有林経営の意思決定に影響を与える一つの要因であったであろう。

第4に、当時の労務事情は、権利者の無償出役と、作業量が多い場合の非出役権利者に対する出不足金の徴収とが大勢であった(表-4-2中「労務」欄)。しかし、報告書が「本格的な経営未だしの本町共有林にあって、経営のための労働力問題はそれほどシビアではない」<sup>(11)</sup>とするように、労務問題は共有林経営において重要課題ではなかった。

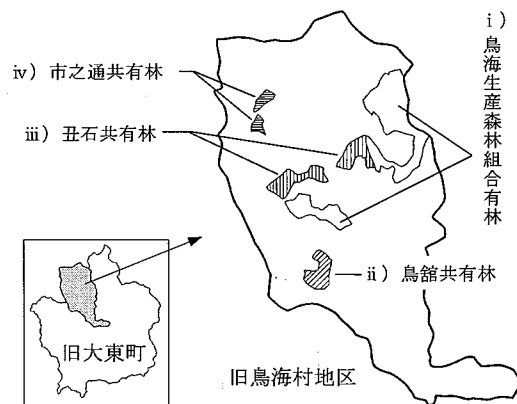
第5に、経営意思をみてもみると、5集団が「改善したい」と回答している(表-4-2中「経営意思」欄)。なかには、当時既に生産森林組合に改組した共有林組合もある。反対に、現状是認のスタンスの共有林組合は林業経営意欲も低調であっただろうし、負担を受け入れてまで造林を行う意欲がなかったものと思われる。この部分に関し報告書は、「低調な経営意欲とそれとうらはらな権利関係の複雑さの解決のためには、恐らく長い年月を要することであろう」と指摘している<sup>(12)</sup>。

#### 第4節 現在の旧鳥海村地区の共有林および市町村合併に伴う動き

本節では、旧大東町農林課職員、各共有林組合長および鳥海生産森林組合事務局長(前大東町職員)に対して行った聞き取り調査の結果から明らかになった点を整理する。

現在、旧鳥海村地区には、次に掲げる1つの生産森林組合と3つの共有林組合がある(図-4-1および表-4-3)。

- i) 鳥海生産森林組合(組合員228名/面積291ha; 数値はH18末現在。以下同。)
- ii) 鳥籠共有林組合(組合員73名/面積61ha)
- iii) 丑石共有林組合(組合員101名/面積97ha)
- iv) 市之通共有林組合(組合員34名/面積39ha)



これらはいずれも、かつての部落有林 図-4-1 旧大東町と旧鳥海村地区の共有林等

表一 4 - 3 旧鳥海村地区の共有林組合の概要

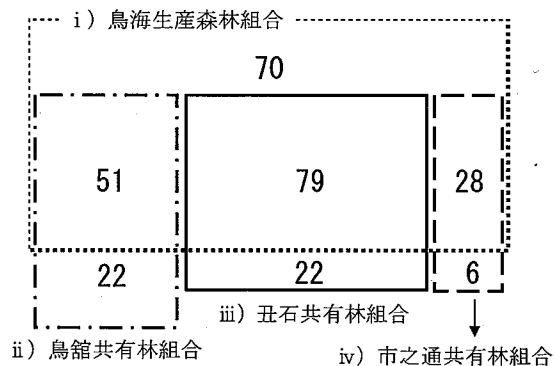
	鳥籠共有林組合	丑石共有林組合	市之通共有林組合
成 立	村有林払下げ (S33)	村有林購入 (T12)	村合併に伴う特売 (S 4)
面 積	61 ha	97 ha	39 ha
組合員数	73 名	101 名	34 名
規約の有無	あり	あり	なし
役員の数	9 名	16 名	5 名
総会の開催	臨時のみ	3 年ごと	案件あるとき(現在は毎年)
税納付	すべて保安林のため非課税	以前: 組合費から 現在: 線下補償費から	各自の所得から集金
経営計画書	なし	なし	なし
権利者以外の利用	なし	なし	なし
転出者の権利	実質不変	実質不変	実質不変
林野の状況	すべて県行造林 (満期H28.3)	すべて町行造林 (満期H22.10)	(すべて雑木山)
10年間の事業実績	実績なし	実績なし	実績なし
労務 (出役) 実績	なし	境界刈払い (森林整備地域活動支援交付金)	境界刈払い (森林整備地域活動支援交付金)
組合費徴収	なし (H18分担金徴収(1万円/戸))	なし	なし
その他 (備考)	所有権分割されている権利の整理が当面の課題。	収入に結びつかないことを理由に、林野に対する期待低。いま、改めて林野の扱いをどうするか、には関心大。	これまでは「共有で所有するためだけの林野」であったが、森林整備地域活動支援交付金等を機に共有林への関心が復活。積極的なリーダーも現れ、林野を活かしたいと考えているが手段を思案中。

資料: 聞き取り調査等から作成

注: 数値は H18 末現在

野統一政策により「形式市町村有・実質部落有となったもの」<sup>(13)</sup>の払下げを受けるなどにより成立したものである。図一 4 - 2 はこれらの組合員の関わり (組合員数) を示している。この図から、旧鳥海村地区全世帯 (413) のうちいずれの組合員でもない者が185名 (世帯) いることがわかる。

i) の鳥海生産森林組合は、前身である前生産森林組合 (S44年設立/組合員69名 (H17)/105ha) を再編し、鳥海早期育成林組合 (S41年設立/組合員246名/186ha) を統合して平成17 (2005) 年7月に設立された。前生産森林組合とは、もともとは昭和15 (1940) 年に村からの払下げを受けて成立した共有林組合が、昭和44 (1969) 年にいわゆる近代化法による入会林野整備によって生産森林組合となったもので、72



図一 4 - 2 旧鳥海村地区内各共有林組合等の組合員数

資料: 聞き取り調査をもとに作成

注: 鳥海生産森林組合員以外の50名 (世帯) は町外居住者である。

名（のちに69名）の記名共有で105haの林野を所有していた。このうち約8割が県行造林となっており、組合としての事業活動は低位であり、経営も苦しい状態が続いてきた。一方、鳥海早期育成林組合とは、かつての部落有林野統一によって旧村の財産となり、のちの昭和40年代はじめに町からの無償払下げが決定した186haの林野の管理を行うためにつくられた任意の組合である。しかしながら当該林野は、これまで登記が行われなのまま約6割を町行造林とし、約2割が牧野として町に貸し付けられてきた。いわば「形式町有実質入会」の形態を続けてきたことになる。

i.) ~iv.) のうち、iv.) を除いて非常に多くの面積を対象に分収林契約（県行造林、町行造林）が行われており、契約以降は直営的な林野利用はほとんどみられない<sup>(10)</sup>。聞き取り調査からは、かつて家畜飼養のための採草利用や薪炭材採取利用が、古典的共同利用や字を単位とする割山利用的な形態をとって行われていたことが把握できたが（図-4-3参照）、昭和40年代から現在まで、総じて粗放な利用にとどまってきたのが実情である。表-4-3をみても、ここ10年事業実績がないなど、以前と比較して大きな変化はないといえる。しかし、近年、2つの共有林組合で森林整備地域活動支援交付金を活用した境界管理作業が行われるなど、林野への関心の高まりがみられるようになった。このことは、注目すべき点であると考えられる。

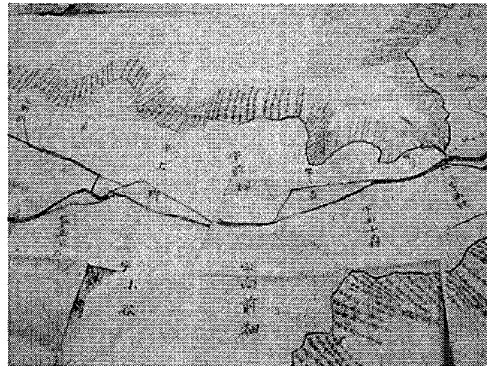


図-4-3 東磐井郡鳥海村繪圖

資料：旧大東町沖田コミュニティセンターにて筆者撮影（2007）。縦に線が引かれ、利用区域が分けられている。

旧大東町の合併に当たり、これまで登記が行われずにきた鳥海早期育成林組合の林野（186ha）の取扱が課題としてクローズアップされた。これに対し、5つの組合の役員が中心となり、旧鳥海村地区の共有林をより効率的に管理することを目的として、運営組織を整理統合し1つの生産森林組合とする方向づけが行われた。整理統合後の形態を生産森林組合とした背景については不明な点があり、断定的なことはいえないが、既存の生産森林組合を含めての統合である事情から、現行制度のなかで生産森林組合への統合が自然であると組合役員等関係者が判断したものと考えることができる。具体的には、まず、前森生産森林組合と鳥海早期育成林組合を統合・再編し、鳥海生産森林組合を設立する。一方、3つの共有林組合を入会林野整備によって解消したうえで生産森林組合を設立し、最終的にこれら2つの生産森林組合を統合することが計画されたのである。入会林野整備によって生産森林組合を設立すれば、代位登記や税制特例などの措置が適用される。しかし、過去に入会林野整備を行って設立された前森生産森林組合を含む5つの関係する組合を一度に1つの組織に統合する方法では、こうした措置の対象にならない。関係者の負担軽減の視点が大きな因子としてはたらいている。

この計画の実現に向けて、前出の鳥海生産森林組合事務局長が、5つの組合の意見集約をはじめ各戸への説明資料の配付、説明会の開催、権利者への個別説明および権利者の確定作業等に力を注いでいる。数百名の権利者が関わり作業が繁雑さをきわめるなかで、一定の方向性に理解を得て実際に事態を動かしていくためには、こうした強いリーダーシップが不可欠であろう。また、町（行政）の協力も欠かせない。全国の入会林野整備実績が件数・面積ともにピーク時の5%未満となっている現在、ともすると入会林野に対する市町村サイドの受け止めが弱くなりかねないが、旧大東町は地元地域と県との調整等を積極的に行っており、こうした町（行政）の支援態勢は重要である。

### 第5節 地元地域の意識

次に、地元地域の住民が、地域の森林や前節で述べたような組織の統合・再編についてどのような考えをもっているかなどを主題として、旧鳥海村地区の全世帯（413世帯）を対象に行ったアンケート調査の結果から明らかになった要点を整理する。なお、アンケート調査は、平成19（2007）年10月に留置き法により行った。回収率は93.7%であったが、白票が多かったことにより有効回答率は63.2%にとどまっている。

①ここ10年間で林業収入実績があった世帯はごくわずか（4.1%）であるが、所有森林の手入れを1年以内に1回程度行った割合をみると、森林所有者全体で39.1%、共有林組合員では47.4%となっており、森林の維持管理が放棄されてはいない（表-4-4）。

表-4-4 所有森林の手入れ状況

	森林所有者全体	共有林組合員	鳥海生産森林組合員	非組合員
半年以内に1回程度	21 (11.4)	17 (19.3)	17 (12.8)	2 (5.9)
1年に1回程度	51 (27.7)	37 (28.1)	40 (30.1)	9 (26.5)
ほとんど手入れを行っていない	105 (57.1)	74 (52.6)	73 (54.9)	20 (58.8)
その他	7 (3.8)	4 (0.0)	3 (2.3)	3 (8.8)

資料：アンケート調査結果から

注1：鳥籠、丑石および市之通の3共有林組合の組合員を「共有林組合員」とし、共有林組合と生産森林組合のいずれにも属さない者を「非組合員」とした。

2：( )は計に対するそれぞれの割合(%)。

3：共有林と重複して鳥海生産森林組合の構成員となっている者がいるため、計が森林所有者全体の数とは合致しない。

②組合員であることのメリットとして多かった回答が「組合員間のつながりを維持できた」(26.5%~37.7%)であり、また組合総会へは「どちらかと言えば参加していた」を含め「参加していた」が53.3%~57.9%であるなど、共有林組合等は組合員間の関わりを維持し続けさせるものとして機能してきた（表-4-5）。

③地域の森林に対する関心度についてみると、3つの共有林組合員および鳥海生産森林組合員（以下「組合員」という。）で約4分の3が関心があり、関心度が高いものの、非組合員で

表-4-5 組合員であること(あったこと)のメリットおよび総会への参加状況

		共有林組合	鳥海早期 育成林組合	前森生産 森林組合
メ リ ッ ト	林業収入を当てにできた	23 (17.4)	6 (4.9)	5 (5.5)
	将来に向けて森林を安心して保持できた	33 (25.0)	29 (23.8)	32 (35.2)
	組合としてまとまりのある活動ができた	19 (14.4)	13 (10.7)	8 (8.8)
	組合員間のつながりを維持できた	35 (26.5)	46 (37.7)	29 (31.9)
	その他	22 (16.7)	28 (23.0)	17 (18.7)
総 会 参 加	参加していた	53 (35.3)	54 (38.6)	42 (40.0)
	どちらかといえば参加していた	27 (18.0)	27 (19.3)	16 (15.2)
	どちらかといえば参加していなかった	26 (17.3)	20 (14.3)	18 (17.1)
	参加していなかった	44 (29.3)	39 (27.9)	29 (27.6)

資料：アンケート調査結果から

注1：鳥館、丑石および市之通の3共有林組合をまとめて「共有林組合」とした。

注2：( )は計に対するそれぞれの割合(%)。なお、有効回答数が異なるため、計は一致していない。

は54.8%にとどまっている。しかしながら、地域の森林をどうにか維持発展させようとする体制整備(=管理運営組織の一元化=一生産森林組合への統合)に対しては、「賛成である」とする回答率が一番低い非組合員でも86.2%と、組合員非組合員を問わず多くが賛意を示し、理解度が高い(表-4-6：以下同)。

④地域の森林の今後の支え手について、組合員では「地元の地域住民」の回答が約5割を占め、地域自ら支え手となる意識がある一方、他の主体としては国・県・市の行政機関が約4割となっており、それ以外の主体との関わりを受け入れる意識が低い。他方、非組合員では「地元の地域住民」が約3割、「国・県・市」が約5割と、組合員との間に違いがみられた。

⑤地域の森林に期待する機能として、組合員で木材生産が根強くある(1割強)ものの、非組合員を含め総じていわゆる公益的な機能以外に期待する機能の多様性が低い。

⑥後継者事情を職業別にみても、組合員については、農家や自営業等では後継者が決まっている割合が比較的高く(約5割~7割)、都市部への人口流出が続くなかで、いわゆる「家業」の継承がそれなりに維持されている。他方、非組合員ではこうした傾向は認められず、様相が異なる。

⑦現在居住しているところからの転出を望むものが5.3%~8.1%にとどまるとともに、集落行事への参加率は一番低い非組合員でも78.7%、組合員では9割強と非常に高く、いまなお集落維持の意思があると考えられる。

最後に、アンケート調査後に集計結果等を提示してあらためて行った聞き取り調査(各組合の役員のうち8名を対象)において得られた補足すべき結果を挙げておく。

①最終的に統合されたあとの鳥海生産森林組合に対し、組合員間の関わり、ひいては集落・地域内の関わりを築き維持する機能をも期待している。

②地域の森林を支える新たな支え手については、人と事業の継続性が維持できるかどうかのポイントとして考えられている。

表-4-6 アンケート調査結果集計表

		共有林組合員	鳥海生産森林組合員	非組合員			
地域の森林に対する関心度	関心がある	111 (73.5)	115 (75.2)	40 (54.8)			
	関心がない	40 (26.5)	38 (24.8)	33 (45.2)			
鳥海生産森林組合の周知度	知っている	132 (87.4)	152 (99.3)	12 (15.4)			
	知らない	19 (12.6)	1 (0.7)	66 (84.6)			
組合統一に対する賛否	賛成である	125 (89.3)	132 (91.0)	50 (86.2)			
	賛成でない	15 (10.7)	13 (9.0)	8 (13.8)			
地域の森林の今後の支え手	国	8 (12.1)	26 (17.7)	8 (11.9)			
	県	8 (12.1)	22 (15.0)	14 (20.9)			
	市	9 (13.6)	15 (10.2)	12 (17.9)			
	(小計)	< 37.9 >	< 42.9 >	< 50.7 >			
	地元地域の住民	35 (53.0)	71 (48.3)	20 (29.9)			
	都市住民						
	任意団体	5 (7.6)	11 (7.5)	6 (9.0)			
企業	1 (1.5)	2 (1.4)					
その他			7 (10.4)				
地域の森林に期待する機能	災害防止	28 (19.4)	29 (20.1)	22 (29.3)			
	地球温暖化防止	31 (21.5)	28 (19.4)	19 (25.3)			
	水資源かん養	38 (26.4)	35 (24.3)	9 (12.0)			
	大気浄化・騒音緩和	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
	保健休養の場	1 (0.7)	2 (1.4)	1 (1.3)			
	野生動植物生息の場	4 (2.8)	5 (3.5)	0 (0.0)			
	野外教育の場	4 (2.8)	4 (2.8)	1 (1.3)			
	木材生産	16 (11.1)	20 (13.9)	5 (6.7)			
	きのこ等林産物生産	2 (1.4)	3 (2.1)	3 (4.0)			
	その他	2 (1.4)	2 (1.4)	2 (2.7)			
	特にない	6 (4.2)	5 (3.5)	6 (8.0)			
わからない	12 (8.3)	11 (7.6)	7 (9.3)				
職業別後継者事情		決まっている	決まっていない	決まっている	決まっていない		
	専業農家	16 (59.3)	11 (40.7)	19 (65.5)	10 (34.5)	1 (25.0)	3 (75.0)
	第一種兼業農家	12 (63.2)	7 (36.8)	15 (68.2)	7 (31.8)	2 (50.0)	2 (50.0)
	第二種兼業農家	20 (58.8)	14 (41.2)	18 (60.0)	12 (40.0)	4 (50.0)	4 (50.0)
	会社員	5 (29.4)	12 (70.6)	5 (26.3)	14 (73.7)	7 (46.7)	8 (53.3)
	公務員	1 (33.3)	2 (66.7)	1 (33.3)	2 (66.7)		1 (100.0)
	経営者(管理職・役員)					2 (50.0)	2 (50.0)
	商工自営業	2 (66.7)	1 (33.3)	1 (50.0)	1 (50.0)	5 (55.6)	4 (44.4)
	自由業	3 (100.0)		4 (100.0)		1 (16.7)	5 (83.3)
	パート、アルバイト		1 (100.0)				
その他	2 (28.6)	5 (71.4)	3 (42.9)	4 (57.1)	1 (100.0)		
無職	12 (44.4)	15 (55.6)	12 (46.2)	14 (53.8)	5 (25.0)	15 (75.0)	
定住意思	できるだけ現在住んでいる集落で暮らしたい	137 (91.9)	140 (92.7)	72 (94.7)			
	できればよそに移りたい	12 (8.1)	11 (7.3)	4 (5.3)			
集落行事への参加	参加している	81 (54.4)	83 (55.0)	29 (38.7)			
	どちらかといえば参加している	54 (36.2)	55 (36.4)	30 (40.0)			
	どちらかといえば参加していない	11 (7.4)	11 (7.3)	13 (17.3)			
	参加していない	3 (2.0)	2 (1.3)	3 (4.0)			

資料：アンケート調査結果から

注1：鳥籠、丑石および市之通の3共有林組合の組合員を「共有林組合員」とし、共有林組合と生産森林組合のいずれにも属さない者を「非組合員」とした。

注2：( )は列項目の計に対するそれぞれの割合(%)。< >は国・県・市の割合の計。なお、有効回答数が異なるため、各項目の計は一致していない。



③比較的地域の森林に多面的な機能を期待している組合（集落）では、保健休養等の観点から広葉樹林（雑木林）の造成を重視する視点が持たれている。

④後継者の決定に関わって、「家業」の継承というよりはむしろ「家」の継承が維持されていると捉える方が妥当である。

⑤季節ごとの祭事など、集落行事を支えに地元地域に生きている人たちも多く、集落維持の意思はいまなお強く存在している。

## 第6節 小括

前述のように、今回の市町村合併を契機として、旧鳥海村地区では共有林の運営組織を整理統合し、地域の森林を管理していくことが方向づけられた。同時に、3つの共有林組合が抱えてきた問題、すなわち組合員の部落外への転出やそれに関わる権利関係の複雑化等の問題解決を図ろうとする気運が高まり、これらについては入会林野整備を行うことで地域の合意がほぼ得られている。

ここで権利者の確定が大きな問題となった。転出者の所有権が分割登記されている例もみられ、権利者の確定と権利の整理にかかる手続き作業において非常に困難を極めている。この整理作業は容易でないが、今後地域の共有林の舵取りを担う鳥海生産森林組合が中心となって、現在、関係者の相続系統図の作成作業を進めながら権利者の確定を急いでいる。

構想が現実になれば、約500haに及ぶ林野を所有することになる。聞き取り調査において4つの組合すべてから「所有したあと現実的に利活用できるか否かが重要である」旨の回答が寄せられるなど、所有者個々にも、ただ所有しているだけではいけない、との意識は高まってきている。

部落有林野統一などで市町村有地になりながらも実質入会権を残してきたような林野の今後の展開について、矢野は4つのケース予想——①新市町村の財産に移行、②財産区等を設立、③もとの権利者である地元地区（部落）に還元または払下げ、④旧市町村有名義のまま放置——をするとともに<sup>(45)</sup>、市町村合併と入会林野の関係を考えるうえで考慮すべきポイントとして、「本来の権利者の権利が確保されるか否か」「林野の持続的管理が行われるかどうか」の2点を挙げている<sup>(46)</sup>。今回取り上げた組合のうち鳥海早期育成林組合は、広義でケース③に該当する。また、他の3つの共有林組合も市町村合併を契機とした展開のなかで権利関係の整理が図られ、新たな管理運営組織への移行が予定されているという意味では、矢野が挙げた2つのポイントがあてはまるであろう。

矢野による4つの予想ケースのいずれにおいても、ただちに森林管理・林野利用の活性化につながるとは考えにくい。しかし、ケース①～③については、権利関係の整理とその結果として林野の持続的管理の態勢づくりが進むといえ、そのことは利点といえる。そして現実の地域に目を向けたとき、筆者らは聞き取り調査等を通じ、矢野が挙げた2点に必要な要素として

「地元地区（部落）住民に相応の意識があるか」、「地元行政機関の支援態勢が十分か」、「地元地区（部落）内でのリーダー（中心的人物）が存在するか」が重要であると考える。

今回の調査では、これまでどちらかという和林野と深い関わりを持たずにきた地元地区（部落）住民が、前節でみたように、＜自分たちに関わりがある林野を今後どのようにしていくべきか＞という点について、必ずしも全員が同水準でないにしろ、これまでにはなかったほど関心を高く持ち、自らが支え手となって地域の森林（林野）を維持管理していく意識を持っていること、また、そのために重要といえる集落維持の意思があることがわかった。そして旧組織を統合・再編して新たな生産森林組合を設立させるなど具体的に展開し始めている。入会林野整備の受け皿を生産森林組合とすることの是非については議論の余地があるが、管理体制（組織）を整えて地域の林野を取り扱っていかうとする前向きな姿勢は評価してよいと考える。

しかしながら、今後の展開を見通すうえでの課題も残されている。運営組織の統一化が方向づけられ、関係者の合意も得られていながら、5年近くが経過した現在も権利関係の整理が終わらずに残る3つの共有林組合の入会林野整備が進まないなど、次の展開に至っていない。身近な森林の維持管理に対する意識を住民がもっている地域でさえこうした状況にあるところに、林野の共同的管理を進めるうえでの大きな課題がみえる。

旧鳥海村地区の共有林は、総じて粗放な利用にとどまってきた。多くを官行造林としてきたことも関係し、必ずしも組合員と林野との関わりが深かったといえない。しかし、その官行造林もまもなく満期を迎えつつある。そして今回の市町村合併を契機とする動きが、組合員に意識を持たせ、さらに地元住民にも関心を持たせたことは事実である。このあと所有することが予定される林野をどのように扱っていくか、その具体的な検討が今後旧鳥海村地区に課せられる課題となる。三俣が指摘しているように、「市町村合併の議論の中に、旧村有財産をめぐる地域自治力あるいは地域環境の保全という視点を組み入れるということもまた必要」<sup>17)</sup>となろう。以前からの慣行を背景に、林野の利活用に対する意識が林産物販売収入に対する期待等に矮小化されているとすれば、共有林の新たな利用展開を期待しにくいと考える。

アンケート調査結果からは、森林に期待する機能として公益的機能への偏りが窺われた。しかし見方を変えれば、公益的機能に対する関心がそれだけ高いということでもある。今回取り上げた共有林組合のなかにも、森林がもつ保健休養の機能にも着目しながら共有林野の利活用策を模索する動きがみられるものもあり、こうした視点が重要となろう。

他方、支え手については、多様な主体との連携を視野に入れた体制づくりの検討も求められよう。たとえば、全国で森林づくりにかかわる活動を実施しているボランティア団体の数は平成18（2006）年で1,863団体となり、平成12（2000）年の3.2倍と近年大幅に増加している<sup>18)</sup>。また、内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、森林を手入れするためのボランティア活動に55%（前回調査値約41%）の者が参加の意向を示している。さらに、林野庁の調査によると、森林ボランティア活動に取り組む団体の主な目的として一番多いのは「里

山林等身近な森林の整備・保全」であり、67%の回答率（複数回答）となっている<sup>(19)</sup>。こうした背景を活かすような幅広い視点からの検討が重要な課題になると考えられる。

旧鳥海村地区の共有林が一生産森林組合に統合された後、実際にどのような管理運営が行われていくのか、またそのうえで課題となるものは何なのか、そして地元地区（部落）の住民はそのことにどう対処していくのか。これらの調査・分析を通じて、これからの共有林のあり方に関する考察を進めることが今後の課題の一つとなる。

#### 注および引用文献

- (1) 森元早苗・嶋田大作・田村典江・三俣学・室田武（2006）「利用・管理形態の違いにみる森林管理に対する意識の比較—京都市右京区山国地区での私有林と共有林を事例として」環境経済・政策学会2006年大会報告要旨集，pp.93-94.
- (2) 三俣学（2006）「市町村合併と旧村財産に関する一考察—環境保全・コミュニティ再考の時代の市町村合併の議論に向けて」『日本民俗学』245，p.88.
- (3) 矢野達雄（2006a）「入会林野の現代的再生を」『都市問題』97(1)，p.68.
- (4) 三俣（2006）前掲論文，p.70.
- (5) 三俣（2006）前掲論文
- (6) 岡田秀二・佐々木一也（2006）「第4章 入会林野論」林業経済学会編『林業経済研究の論点—50年の歩みから』日本林業調査会，東京，pp.173-204.
- (7) 例えば，三俣学（2001）「コモンズ論から見た財産区制度の環境保全的意義—滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区有林を事例として」『林業経済研究』47(3)，pp.41-48；同（2004）「財産区有林の管理実態に関する環境経済学的考察—岩手県江刺市・滋賀県甲賀町の財産区有林を事例として」『京都精華大学紀要』27，pp.109-128；室田武・三俣学（2004）『入会林野とコモンズ—持続可能な共有の森』日本評論社，東京；泉留維・斎藤暖生・山下詠子・浅井美香（2008）「財産区悉皆調査報告書—ローカル・コモンズとしての財産区」平成18年度発足・科学研究費補助金・特定領域研究『持続可能な発展の重層的環境ガバナンス』「グローバル時代のローカル・コモンズの管理」（A03班）など。
- (8) 例えば，山下詠子（2006）「入会林野における認可地縁団体制度の意義—長野県飯山市と栄村の事例より」『林業経済』59(8)，pp.17-32；同（2007）「混住化地域における入会集団の動態—長野県の事例より—」（<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/B-8.pdf>,2008.3.5；岩本純一（2007）「滋賀県湖東地域における入会林野利用の展開」（<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/B-7.pdf>, 2008.3.5）；伊藤勝久（2007）「中山間地域における資源管理とソーシャル・キャピタルの存在状況—島根県雲南市を事例に」（<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/T2-4.pdf>,2008.3.5）など。
- (9) 岡田秀二・赤澤由明・永坂崇（2004）「入会林野整備と残存する入会林野—岩手県のア

- ンケート調査から」『入会・コモンズ2004』, pp.39-48.
- (10) 大東町 (1972) 『大東町総合調査報告書』大東町, p.369.
- (11) 大東町 (1972) 前掲書, p.369.
- (12) 大東町 (1972) 前掲書, p.382.
- (13) 川島武宜編 (1973) 『法社会学講座 7 社会と法 1』岩波書店, 東京, p.264.
- (14) 大東町 (1972) 前掲書, pp.376-377.
- (15) 矢野 (2006a) 前掲論文, p.69.
- (16) 矢野達雄 (2006b) 「市町村合併と入会林野. 総合政策学科市町村合併研究会報告書, サイト発表 ([http://www.cpm.ehime-u.ac.jp/research/research05\\_1/2-7.pdf](http://www.cpm.ehime-u.ac.jp/research/research05_1/2-7.pdf),2006.12.12), pp.13-14.
- (17) 三俣 (2006) 前掲論文, p.89.
- (18) 林野庁 (2008) 『平成19年度 森林及び林業の動向』, p.79.
- (19) 林野庁 (2007) 『森林づくり活動についてのアンケート集計結果』, p.7.

<資料：アンケート調査票>

※ 世帯主の方が回答くださるようお願いいたします。

間は全部で 35 問 あります。

選取票の中から該当する番号に「○」をつけて回答してください。

<問1> あなたが所有している森林面積はどのくらいですか。

1. 1 ha	2. 1 ~ 3 ha	3. 3 ~ 5 ha	4. 5 ~ 10 ha
5. 10 ~ 20 ha	6. 20 ~ 30 ha	7. 30 ~ 50 ha	8. 50 ~ 100 ha
9. 100 ha 以上	10. 森林を所有していない	(★ 10 を選んだ方は、次は問5へ)	

<問2> あなたが所有している森林の手入れをどのくらいの頻度で行っていますか。  
(手入れには、巡回や境界管理等も含みます。)

1. 1カ月に1回程度	2. 2カ月に1回程度	3. 3カ月に1回程度
4. 半年に1回程度	5. 1年に1回程度	
6. ほとんど手入れを行っていない	7. その他 ( )	

<問3> あなたの所有している森林からの林業収入は、次のうちどれに該当しますか。

1. 毎年収入がある	2. 2 ~ 3年に一度、収入がある
3. 5 ~ 10年に一度、収入がある	4. 10年以上収入はない

<問4> あなたの所有している森林からの収入の今後について、どのように考えますか。

1. 今後とも林業収入に期待する	2. どちらかといえば林業収入に期待する
3. どちらかといえば林業収入に期待しない	4. もはや林業収入には期待しない

★ここからまた全員の方がお答えください。  
<問5> あなたは鳥海早期育成林組合の組合員でしたか。

1. はい	2. いいえ (★ 2 を選んだ方は、次は問9へ)
-------	---------------------------

<問6> あなたは鳥海早期育成林組合の総会(審含を含む)が開かれたとき、参加しましたか、参加していませんでしたか。

1. 参加していた	2. どちらかといえば参加していた
3. どちらかといえば参加しなかった	4. 参加していませんでした

<問7> この20年間、鳥海早期育成林組合の事業(活動)はどのように変わりましたか。

1. 以前より活発になった	2. 変わらない
3. 以前より活発でなくなった	

<問8> あなたが鳥海早期育成林組合の組合員であることで、どのように良い面がありましたか。一番あてはまるもの1つを選んでください。

1. 林業収入を当てにできた	2. 将来に向けて森林を安心して保持できた
3. 組合としてまとまりのある活動ができた	4. 組合員間のつながりを維持できた
5. その他 ( )	

★ここからまた全員の方がお答えください。  
<問9> あなたは前産産森林組合の組合員でしたか。

1. はい	2. いいえ (★ 2 を選んだ方は、次は問13へ)
-------	----------------------------

<問10> あなたは前産産森林組合の総会(審含を含む)が開かれたとき、参加していましたか、参加していませんでしたか。

1. 参加していた	2. どちらかといえば参加していた
3. どちらかといえば参加しなかった	4. 参加していませんでした

<問11> この20年間、前産産森林組合の事業(活動)はどのように変わりましたか。

1. 以前より活発になった	2. 変わらない
3. 以前より活発でなくなった	

<問12> あなたが前産産森林組合の組合員であることで、どのように良い面がありましたか。一番あてはまるもの1つを選んでください。

1. 林業収入を当てにできた	2. 将来に向けて森林を安心して保持できた
3. 組合としてまとまりのある活動ができた	4. 組合員間のつながりを維持できた
5. その他 ( )	

★ここからまた全員がお答えください。  
<問13> あなたは次の共有林組合のうち、どの組合の組合員ですか。

1. 鳥籠共有林組合	2. 丑石共有林組合	3. 市之通共有林組合
4. いずれの組合員でもない	(★ 4 を選んだ方は、次は問17へ)	

<問14> あなたは共有林組合の総会(審含を含む)が開かれたとき、参加していますか、参加していませんか。

1. 参加している	2. どちらかといえば参加している
3. どちらかといえば参加していない	4. 参加していない

<p>&lt;問18&gt; この20年間、共有林組合の事業（活動）はどのように変わりましたか。</p> <p>1. 以前より活発になった 2. 変わらない 3. 以前より活発でなくなった</p>	<p>&lt;問22&gt; 生産森林組合や共有林組合の森林に、あなたは何を期待しますか。一番にあてはまると思うもの1つを選んでください。</p>
<p>&lt;問19&gt; あなたは、共有林組合の組合員であることに何を期待していますか。一番あてはまるもの1つを選んでください。</p> <p>1. 林業収入を当てにできる 2. 将来に向けて森林を安心して保持できる 3. 組合としてまとまりのある活動ができる 4. 組合員間のつながりを維持できる 5. その他（ ）</p>	<p>1. 山崩れや洪水などの災害を防止する働き 2. 二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き 3. 水資源を蓄える働き 4. 大気を浄化したり、騒音をやわらげる働き 5. 心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場を提供する働き 6. 貴重な野生動物植物の生息の場としての働き 7. 自然に親しみ、森林と人のかかわりを学ぶなど教育の場としての働き 8. 木材を生産する働き 9. きのことや山菜などの林産物を生産する働き 10. その他（ ） 11. 特にない 12. わからない</p>
<p>★ここからまた全員がお答えください。</p> <p>&lt;問17&gt; あなたが住む地区（旧海部地区）で、平成17年に「鳥海生産森林組合」ができたことを知っていますか。それとも知りませんか。</p> <p>1. 知っている 2. 知らない</p>	<p>&lt;問23&gt; あなたの性別をお答えください。</p> <p>1. 男 2. 女</p>
<p>&lt;問18&gt; あなたは「鳥海生産森林組合」の組合員ですか。</p> <p>1. 組合員である 2. 組合員でない</p>	<p>&lt;問24&gt; あなたの年齢をお答えください。</p> <p>1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳代 7. 80歳代以上</p>
<p>&lt;問19&gt; 「鳥海生産森林組合」と、現在ある共有林組合を整理統合し、関係する森林を一元的かつ効率的に管理・運営していくことが計画されています。このことの成果は先にならないうかがいませぬが、こうした動きについてあなたはお考えですか。反対ですか。</p> <p>1. 賛成である 2. どちらかといえば賛成である 3. どちらかといえば反対である 4. 反対である</p>	<p>&lt;問25&gt; あなたが現在一緒に暮らしている方をお答えください。次の中から該当する番号すべてを選んでください。</p> <p>1. 父親 2. 母親 3. 兄 4. 姉 5. 弟 6. 妹 7. 祖父 8. 祖母 9. 配偶者 10. 息子 11. 娘 12. 親戚 13. その他（ ） 14. 一人暮らしなので一緒に暮らしている人はいない</p>
<p>&lt;問20&gt; あなたの住む地域の森林を、将来どのように管理・運営していくかということについて、あなたは関心がありますか。ありませんか。</p> <p>1. 非常に関心がある 2. 関心がある 3. どちらかといえば関心がある 4. どちらかといえば関心がない 5. ほとんど関心がない 6. まったく関心がない</p>	<p>&lt;問26&gt; 男のお子さんは何人いらっしゃいますか。</p> <p>1. 0人 2. 1人 3. 2人 4. 3人以上</p>
<p>&lt;問21&gt; あなたは、誰が中心となって生産森林組合や共有林組合の森林の管理・運営を行っていくことが望ましいと考えますか。一番にあてはまると思うもの1つを選んでください。</p> <p>1. 国 2. 県 3. 市 4. 地元地域の住民 5. 都市住民 6. 任意団体 7. 企業 8. その他（ ）</p>	<p>&lt;問27&gt; 一緒に暮らしている男のお子さんは何人いらっしゃいますか。</p> <p>1. 0人 2. 1人 3. 2人 4. 3人以上</p>

